



# 第5章

## 保護と管理

# 第5章 保護と管理

## 5.a 所有関係

各構成資産の所在地及び所有者については、下表に記すとおりである。

表 5-001 構成資産の所在地及び所有者

番号	構成資産の名称	所在地	所有者	管理者
001	原城跡	長崎県南島原市	日本国、長崎県、南島原市、学校法人、宗教法人、自治会、個人	南島原市
002	平戸の聖地と集落 (春日集落と安満岳)	長崎県平戸市	日本国、平戸市、個人	日本国、平戸市、個人
003	平戸の聖地と集落 (中江ノ島)	長崎県平戸市	生産森林組合	生産森林組合
004	天草の崎津集落	熊本県天草市	天草市、宗教法人、個人	天草市、宗教法人、個人
005	外海の出津集落	長崎県長崎市	日本国、長崎県、長崎市、宗教法人、個人	日本国、長崎県、長崎市、宗教法人、個人
006	外海の大野集落	長崎県長崎市	日本国、長崎県、長崎市、宗教法人、個人	日本国、長崎県、長崎市、宗教法人、個人
007	黒島の集落	長崎県佐世保市	日本国、佐世保市、宗教法人、個人	佐世保市、宗教法人、個人
008	野崎島の集落跡	長崎県北松浦郡 小値賀町	小値賀町、個人	小値賀町
009	頭ヶ島の集落	長崎県南松浦郡 新上五島町	長崎県、新上五島町、宗教法人、個人	長崎県、新上五島町、宗教法人、個人
010	久賀島の集落	長崎県五島市	日本国、長崎県、五島市、宗教法人、個人	日本国、長崎県、五島市、宗教法人、個人

番号	構成資産の名称	所在地	所有者	管理者
011	奈留島の江上集落 (江上天主堂とその 周辺)	長崎県五島市	長崎県、五島市、宗教法 人、個人	長崎県、五島市、宗教 法人
012	大浦天主堂	長崎県長崎市	宗教法人	宗教法人

## 5.b 法に基づく保護

推薦資産に含まれる国宝・重要文化財・史跡については、古社寺保存法（1897年制定）、史蹟名勝天然紀念物保存法（1919年制定）、国寶保存法（1929年制定）を統合して1950年に制定された文化財保護法の下に適切な保護が行われてきた。同法が制定されて以降、現在に至るまで、万全の保護措置が講じられてきた。

また、2004年の同法の改正により、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地のうち特に重要なものを「重要文化的景観」として選定し、保護措置の対象とすることとされた。このことにより、推薦資産に含まれる重要文化的景観についても、同法の下に万全の保護措置が講じられる対象となっている。

その他の法的規制としては、景観法に基づく景観計画区域内における行為の制限など、良好な景観の形成のための規制がある。

なお、各構成資産の保護の状況については、以下に示すとおりである。

### 001 原城跡

1938年5月30日

史蹟名勝天然紀念物保存法により、原城跡を史蹟に指定（文部省告示第226号）

1938年7月21日

史蹟名勝天然紀念物保存法により、南有馬町（現：南島原市）を史蹟の管理団体に指定（発宗 第97号）

### 002, 003 平戸の聖地と集落

2010年2月22日

文化財保護法により、「平戸島の文化的景観」を重要文化的景観に選定（文部科学省告示第24号）

2010年8月5日

文化財保護法により、平戸市飯良町の全域、主師町の一部を重要文化的景観に追加選定（文部科学省告示第134号）

### 004 天草の崎津集落

2011年2月7日

文化財保護法により、「天草市崎津の漁村景観」を重要文化的景観に選定（文部科学省告示第22号）

2012年9月19日

「天草市崎津・今富の文化的景観」を重要文化的景観に追加選定・名称変更（文部科学省告示第158号）

### 005 外海の出津集落

2003年12月25日

文化財保護法により、「旧出津救助院」を重要文化財に指定（文部科学省告示第169号）

2011年11月29日

文化財保護法により、「出津教会堂」を重要文化財に指定（文部科学省告示第160号）

2012年9月19日

文化財保護法により、「長崎市外海の石積集落景観」を重要文化的景観に選定（文部科学省告示第157号）

### 006 外海の大野集落

2008年6月9日

文化財保護法により、「大野教会堂」を重要文化財に指定（文部科学省告示第87号）

2018年予定

文化財保護法により、「長崎市外海の石積集落景観」の一部として、重要文化的景観に追加選定見込み

### 007 黒島の集落

2011年9月21日

文化財保護法により、「佐世保市黒島の文化的景観」を重要文化的景観に選定（文部科学省告示第149号）

### 008 野崎島の集落跡

2011年2月7日

文化財保護法により、「小値賀諸島の文化的景観」を重要文化的景観に選定（文部科学省告示第22号）

2011年9月21日

文化財保護法により、野崎島を重要文化的景観に追加選定（文部科学省告示第150号）

### 009 頭ヶ島の集落

2001年11月14日

文化財保護法により、「頭ヶ島天主堂」を重要文化財に指定（文部科学省告示第164号）

2003年12月25日

頭ヶ島天主堂の境内を追加指定（文部科学省告示第170号）

2012年9月19日

文化財保護法により、「新上五島町崎浦の五島石集落景観」を重要文化的景観に選定（文部科学省告示第157号）

## 010 久賀島の集落

1999年5月13日

文化財保護法の下に、旧五輪教会堂を重要文化財に指定（文部省告示第109号）

2011年9月21日

文化財保護法により、「五島市久賀島の文化的景観」を重要文化的景観に選定（文部科学省告示第149号）

重要文化財に指定（文部省告示第62号）

1991年4月30日

文化財保護法により、南山手伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区に選定（文部省告示第52号）

2012年9月19日

文化財保護法により、「大浦天主堂境内」を史跡に指定（文部科学省告示第145号）

## 011 奈留島の江上集落

（江上天主堂とその周辺）

2008年6月9日

文化財保護法により、「江上天主堂」を重要文化財に指定（文部科学省告示第87号）

2012年12月28日

江上天主堂の境内を追加指定（文部科学省告示第179号）

2015年1月1日

五島市景観条例により、「江上天主堂周辺地区」を景観計画区域（景観重要地区）に指定。

## 012 大浦天主堂

1933年1月23日

国宝保存法により、「大浦天主堂」を国宝に指定（文部省告示第14号）

1972年5月15日

文化財保護法により、「旧羅典神学校」を

## 5.c 保護措置の実施手段

### 1. 構成資産

構成資産については、その本質的価値を構成する諸要素（建築物その他の工作物及びそれらの跡、遺構・遺物、それらと密接な関係を持つ自然地形及び人為的地形等）を厳格かつ的確に把握した上で、それらの全てを含む範囲を文化財保護法の下に国宝・重要文化財・史跡・重要文化的景観に指定・選定し、万全の法的保護を講じている。

文化財保護法により国宝若しくは重要文化財若しくは史跡に指定された建築物その他の工作物又は土地の現状を変更する場合、国の許可が必要となる。また、重要文化的景観の選定範囲で現状変更を行う場合は、文化財保護法に基づき文化庁長官又は景観法及び景観法に基づく条例に基づき景観行政団体の長へ届出が必要である。（文化財保護法第134条・第139条）。

また、国宝若しくは重要文化財又は史跡の保存管理・修理・公開については、文化財保護法の定めるところにより所有者又は管理団体が適切に行うことが原則とされている（文化財保護法第31条・第32条

の2・第113条・第115条・第119条）。

国宝又は重要文化財に指定されている建築物その他の工作物の修理に際して、部材の痕跡調査などから判明した原形への復元などの現状変更等を行おうとする場合のほか、史跡の指定地内において現状変更等を行う場合には、あらかじめ文化庁長官の許可を得なければならない（文化財保護法第43条・第125条）。

文化庁長官は、国が設置した文化審議会（文化財分科会）に対して当該現状変更等に関する諮問を行い、その答申を経て許可することとしている。従って、構成資産の現状を変更する場合には、学術的かつ厳密な審査に基づく許可が必要とされる。

文化財保護法は国宝・重要文化財・史跡・重要文化的景観の管理と修理・修景に対しては、必要に応じて国が経費を補助し技術的指導を行うことができることも規定している（文化財保護法第35条・第47条・第118条・第141条の3）。

表 5-002 文化財保護法による構成資産の保護の状況

番号	構成資産の名称	保護の対象	保護の種別	文化財(指定・選定)の名称
001	原城跡	原城跡の遺構・遺物	史跡	原城跡
002 003	平戸の聖地と集落	集落の土地利用形態・納戸神を所有する住居・潜伏キリシタンの墓地・丸尾山(キリシタン墓地遺跡)・安満岳(白山比賣神社・参道・石造物・西禅寺跡)・中江ノ島	重要文化的景観	平戸島の文化的景観
004	天草の崎津集落	集落の土地利用形態・潜伏キリシタンの指導者屋敷跡・崎津諏訪神社・吉田庄屋役宅跡・初代崎津教会堂跡	重要文化的景観	天草市崎津・今富の文化的景観
005	外海の出津集落	集落の土地利用形態・潜伏キリシタンが聖画像を継承した屋敷跡・潜伏キリシタンの墓地・小濱浦・「仮の聖堂」跡	重要文化的景観	長崎市外海の石積集落景観
		出津教会堂	重要文化財	出津教会堂
		出津代官所跡及び庄屋屋敷跡 <sup>1</sup>	重要文化財	旧出津救助院
006	外海の大野集落	集落の土地利用形態・大野神社・門神社・辻神社・潜伏キリシタンの墓地	重要文化的景観	長崎市外海の石積集落景観 <sup>2</sup>
		大野教会堂	重要文化財	大野教会堂
007	黒島の集落	集落の土地利用形態・興禅寺・本村役所跡・潜伏キリシタンの指導者屋敷跡(「仮の聖堂」跡)・潜伏キリシタンの墓地・初代黒島教会堂跡	重要文化的景観	佐世保市黒島の文化的景観
008	野崎島の集落跡	集落の土地利用形態・沖ノ神嶋神社・神官屋敷跡・潜伏キリシタンの墓地・潜伏キリシタンの指導者屋敷跡・初代野首教会堂跡、瀬戸脇教会堂跡	重要文化的景観	小値賀諸島の文化的景観

番号	構成資産の名称	保護の対象	保護の種別	文化財(指定・選定)の名称
009	頭ヶ島の集落	集落の土地利用形態・頭ヶ島白浜遺跡(墓地遺跡)・前田儀太夫の墓	重要文化的景観	新上五島町崎浦の五島石集落景観
		潜伏キリシタンの指導者屋敷跡(「仮の聖堂」跡)・初代頭ヶ島教会堂跡 <sup>3</sup>	重要文化財	頭ヶ島天主堂
010	久賀島の集落	集落の土地利用形態・潜伏キリシタンの墓地・仏教徒と潜伏キリシタンとが協働した作業場・牢屋の窄殉教地・浜脇教会堂跡・永里教会堂跡・細石流教会堂跡・赤仁田教会堂跡	重要文化的景観	五島市久賀島の文化的景観
		旧五輪教会堂	重要文化財	旧五輪教会堂
011	奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺) <sup>4</sup>	江上天主堂・初代江上教会堂跡 <sup>5</sup>	重要文化財	江上天主堂
012	大浦天主堂	遺構・遺物(地上建物及び工作物を含む)	史跡	大浦天主堂境内
		大浦天主堂	国宝	大浦天主堂
		旧羅典神学校	重要文化財	旧羅典神学校
		大浦天主堂・旧羅典神学校・旧長崎大司教館・旧伝道師学校	重要伝統的建造物群保存地区	南山手伝統的建造物群保存地区

<sup>1</sup> 出津代官所跡及び庄屋屋敷跡は、文化財保護法に基づき重要文化財に指定した旧出津救助院の敷地の一部として保護する。

<sup>2</sup> 2018年に追加選定見込み。

<sup>3</sup> 潜伏キリシタンの指導者屋敷跡(「仮の聖堂」跡)及び初代頭ヶ島教会堂跡は、文化財保護法に基づき重要文化財に指定した頭ヶ島天主堂の境内の一部として保護する。

<sup>4</sup> 江上天主堂の周辺は、景観法に基づく五島市景観条例で保護する。

<sup>5</sup> 初代江上教会堂跡は、文化財保護法に基づき重要文化財に指定した江上天主堂の境内の一部として保護する。

## 2. 緩衝地帯

緩衝地帯については、推薦資産の顕著な普遍的価値に負の影響が及ぶことを未然に防ぎ、構成資産と周辺環境が調和した現在の良好な景観の保全を図ることを目的とする区域であることを念頭に置き、構成資産ごとに範囲を設定した。

基本的に、緩衝地帯は構成資産と一体感のある周辺環境(セッティング)の範囲とした。緩衝地帯の境界線は、法律・条例等に基づく規制区分の境界、土地の所有境界、行政界、道路等の施設等も考慮し、人々の認知が可能な明確な境界として設定した。

なお、緩衝地帯に対しては、景観法をはじめ文化財保護法・自然公園法等の法律及び関係地方公共団体が定める条例により、構成資産の周辺環境としての保護措置を講じている。

各構成資産の緩衝地帯の設定範囲は図5-001～5-011のとおりであり、その設定の根拠を以下に示す。

### 001 原城跡

原城跡の緩衝地帯は、原城跡の北に位置し、原城跡とも歴史的な関係が深い日野江城跡との相互の視覚的つながりを重視し、双方からの視認範囲を基準とした。緩衝地帯の範囲内には、原城跡の周辺の海域、日野江城跡へと連続する農用地及び市街地も含めた。

緩衝地帯の境界線は、字界・道路界を根拠として設定した。また、海域の範囲は、原城跡の海に突出した3つの基準点から沖合1kmの範囲に設定した。

### 002, 003 平戸の聖地と集落

春日集落及び安満岳、中江ノ島の緩衝地帯は、相互の視覚的なつながりを重視し、それらの全体を含む範囲として一体的に設定した。安満岳・春日集落・中江ノ島を保全するために必要な範囲のみならず、構成資産と関連性を有する平戸島西海岸の集落を含む範囲も加えることとした。また、周辺海域における開発の可能性を考慮し、自然公園法の普通地域の範囲を追加した。

緩衝地帯の境界線は、海岸線・字界・林

班界を根拠として設定し、海域は平戸島及び中江ノ島の海岸線から沖合1kmまでの範囲を含むよう設定した。

#### 004 天草の崎津集落

天草の崎津集落の緩衝地帯は、入り江に面する崎津集落とその周囲の山並みとが一体の景観として保全できるために必要な範囲とした。

緩衝地帯の境界線は、海岸線、山・丘陵の稜線、土地所有の境界線を根拠として設定し、崎津教会堂の周辺から望む海域への展望景観を保護するために海上に設定した景観形成地域（「番所の鼻」のある海岸線から南へ伸ばした線と崎津灯台のある海岸線から西に伸ばした線で囲まれる海域）を含めることとした。

#### 005 外海の出津集落

外海の出津集落の緩衝地帯は、出津川流域の潜伏キリシタン集落と周辺の斜面地形に見られる段畑が一体となって形成する禁教期以来の良好な石積みの集落景観を保全するために必要な範囲とした。また、小濱浦から五島列島への良好な眺望を保全するため、その直近の海域を加えた。

緩衝地帯の境界線は、海岸線、山・丘陵の稜線、町界、道路界、土地所有の境界線等を根拠とし、海域は小濱浦を基準として沖合500mの範囲に設定した。

#### 006 外海の大野集落

外海の大野集落の緩衝地帯は、大野岳から海に向かって広がる斜面地形に形成された大野集落周辺の景観を保全するために必要な範囲とした。また、海岸から五島列島への良好な眺望を保全するために、その直近の海域（海岸線から沖合500mの範囲）を加えた。

緩衝地帯の境界線は、陸域は海岸線及び字界を基準としつつ、道路界又は土地所有の境界線等を根拠とし、海域は海岸線上の3つの基準点から西の沖合500mに位置する3点を相互に結んだ範囲に設定した。

#### 007 黒島の集落

黒島の集落の緩衝地帯は、禁教期以来の様相を留める黒島の景観を保全するために必要な範囲とし、海域における開発の可能性を考慮して周辺海域を含むように設定した。

緩衝地帯の境界線は、黒島の四周の海岸

線から沖合 1km の範囲に設定した。

### 008 野崎島の集落跡

野崎島の集落跡の緩衝地帯は、野崎島の良好な自然環境を保全するために必要な範囲とした。

海域における開発の可能性を考慮し、島の四周の海岸線から沖合 1km までの周辺海域を含むように設定した。

### 009 頭ヶ島の集落

頭ヶ島の集落の緩衝地帯は、頭ヶ島全体の自然環境の一体的保全と、上五島空港（資産範囲の東側に位置し、現在は使われていない。）で今後行われる可能性のある開発に対する景観誘導等の必要性を考慮し、頭ヶ島の全域を含む範囲とした。さらに、海域における開発の可能性を考慮し、白浜集落の対岸に存在するロクロ島及び頭ヶ島周辺の海域の両者を含むよう設定した。

緩衝地帯の範囲は、頭ヶ島の海岸線から沖合 1km までの周辺海域及び頭ヶ島から視認できる陸域を基準として、海岸線及び山・丘陵の稜線を根拠として設定した。

### 010 久賀島の集落

久賀島の集落の緩衝地帯は、禁教期以来の様相を留める久賀島の景観を保全するために必要な範囲とし、海域における開発の可能性を考慮して周辺海域を含めるよう設定した。

緩衝地帯の境界線は、久賀島の四周の海岸線から沖合 1km の範囲に設定した。

### 011 奈留島の江上集落

#### （江上天主堂とその周辺）

奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺）の緩衝地帯は、狭隘な迫地形に形成された江上集落周辺に広がる地形と自然環境を一体的に保全するために必要な範囲とした。また、海側から江上集落への眺望を確保するため、漁港漁場整備法の漁港区域を含む周辺海域を加えた。

緩衝地帯の境界線は、陸域は山・丘陵の稜線、谷、海岸線、海域は大串湾の入口にある岬を結んだ線を根拠として設定した。

### 012 大浦天主堂

大浦天主堂の緩衝地帯は、周辺の都市開発が天主堂からの眺望景観に与える可能性のある負の影響を考慮し、天主堂からの

視認範囲に周辺市街地を加えた範囲とした。

緩衝地帯の境界線は、町界・道路界・海岸線、土地所有の境界線を利用して設定した。

緩衝地帯の保全は、景観法・文化財保護法・自然公園法など緩衝地帯に適用される法律及びこれらの法律に基づいて定められた条例及び関連諸計画を適切に運用して行う。

緩衝地帯における建築物その他の工作物の新築・増築・改築、土地の区画形質変更、木竹の伐採等の行為は、文化財保護法、都市計画法、景観法、自然公園法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、漁港漁場整備法、屋外広告物法及び関係地方公共団体が定める条例等によって規制されている。それらの行為を行う場合には事前の許可又は届出が義務付けられ、適用される法令・制度の趣旨に従って関係機関が適切に指導・助言することにより構成資産の周辺環境が良好に保全される。

各構成資産の緩衝地帯に対する法令・制度等の適用状況を表5-003に整理している。また、各法令・制度の概要を表5-004に示す。

なお、構成資産の周辺に見られる景観の

性質・課題については、附属資料6a「包括的保存管理計画」の第3章「構成資産及び周辺の現状・課題」に示した。

さらに、構成資産の景観保全及び形成に関する方針、修景・景観整備事業に関する推薦資産全体の共通方針及び構成資産の類型ごとの個別方針については、附属資料6a「包括的保存管理計画」の第4章「マネジメントプランの実施」を参照されたい。

表 5-003 法令制度等の構成資産及び緩衝地帯への適用状況

根拠法令	構成資産 制度名・ 対象地域名	001	002 003	004	005	006	007	008	009	010	011	012
		原城跡	平戸の聖地と集落	天草の崎津集落	外海の出津集落	外海の大野集落	黒島の集落	野崎島の集落跡	頭ヶ島の集落	久賀島の集落	奈留島の江上集落 (江上天主堂とその周辺)	大浦天主堂
文化財保護法	史跡	●										●
	国宝、重要文化財				●	●	●		●	●	●	●
	重要文化的景観		●	●	●	● <sup>1</sup>	●	●	●	●		
長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例	重要伝統的建造物群保存地区											●
景観法	景観計画区域									●	●	
南島原市景観条例	重点地区	●										
平戸市景観条例	重点景観計画区域		●									
天草市景観条例	景観形成区域			●								
長崎市景観条例	景観形成重点地区				●	●						●
佐世保市景観条例	重点景観計画区域						●					
小値賀町景観条例	重点景観計画区域							●				
新上五島町景観条例	重要景観計画区域								●			
五島市景観条例	景観重要地区										●	
	文化的景観地区									●		
自然公園法	第1種特別地域		●					●				
	第2種特別地域		●	●				●	●	●		
	第3種特別地域		●					●		●		
	普通地域		●					●	●	●		
都市計画法	風致地区											●
	都市計画区域 (市街化区域)											●

根拠法令	構成資産 制度名・ 対象地域名	001	002 003	004	005	006	007	008	009	010	011	012
		原城跡	平戸の聖地と集落	天草の崎津集落	外海の出津集落	外海の大野集落	黒島の集落	野崎島の集落跡	頭ヶ島の集落	久賀島の集落	奈留島の江上集落 (江上天主堂とその周辺)	大浦天主堂
漁港漁場整備法	漁港区域		○	○	○		○	○	○	○	○	
屋外広告物法												
長崎県屋外広告物条例	禁止区域		○				○		○	○	○	
	許可区域	○	○									
熊本県屋外広告物条例	禁止区域			○								
	許可区域			○								
長崎市屋外広告物条例	禁止区域				○	○						○
	許可区域				○	○						○
小値賀町屋外広告物条例	禁止区域							○				
	許可区域							○				
農業振興地域の整備に関する法律	農用地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
農地法	農地	○	○		○		○		○	○	○	

1 外海の大野集落は、2018年に重要文化的景観に選定予定。

凡例：●：基本的な法規制当 ○：増補的な法規

表 5-004 構成資産及び緩衝地帯に適用される法令・制度等の概要

根拠法令	目的・概要	制度・対象 区域名	許可/届出 等	規制の対象となる行為	罰則
文化財保護法	文化財の保存及び活用を図り、国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する。	史跡	禁止	● 滅失、毀損又は衰亡	懲役、禁錮 又は罰金
			許可	● 現状変更 ● 保存に影響を及ぼす行為	罰金、過 料
			届出	● 復旧（許可を要する行為を除く。）	—
		国宝、重要 文化財	禁止	● 損壊又は毀棄	懲役、禁錮 又は罰金
			許可	● 現状変更 ● 保存に影響を及ぼす行為	罰金、過 料
			届出	● 復旧（許可を要する行為を除く。）	—
重要文化的 景観	届出	● 現状変更 ● 保存に影響を及ぼす行為	過料(管理 命令違反)		
長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例	重要伝統的建造物群保存地区	許可	● 建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却 ● 外観の変更を伴う修繕、模様替え又は色彩の変更 ● 宅地の造成等の土地の形質の変更 ● 木竹の伐採、土石の採取、水面の埋立て又は干拓	罰金	

根拠法令	目的・概要	制度・対象 区域名	許可/届出 等	規制の対象となる行為	罰則
景観法	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しい国土の形成、豊かな生活環境の創造及び活力ある地域社会の実現を図り、国民生活の向上及び地域社会の健全な発展に寄与する。	景観計画区域	届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物等の新築、増築、改築又は移転</li> <li>● 外観の変更を伴う修繕、模様替え又は色彩の変更</li> <li>● 開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更。以下「都市計画法」において同じ。）</li> <li>● 景観行政団体の条例で定める行為（下記参照）</li> </ul>	懲役又は罰金
南島原市景観条例		重点地区		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地の開墾、土石の採取等の土地の形質の変更</li> <li>● 木竹の植栽又は伐採</li> <li>● 屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積</li> <li>● 水面の埋立て又は干拓</li> </ul>	
平戸市景観条例		重点景観計画区域		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地の開発等</li> <li>● 木竹の伐採</li> <li>● 屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積</li> <li>● 水面の埋立て又は干拓</li> </ul>	
天草市景観条例		景観形成区域		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物等の新築、増築、改築又は移転</li> <li>● 外観の変更を伴う修繕、模様替え又は色彩の変更</li> <li>● 屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積</li> <li>● 鉱物の掘採又は土石の採取</li> <li>● 土地の区画形質の変更</li> </ul>	

根拠法令	目的・概要	制度・対象 区域名	許可/届出 等	規制の対象となる行為	罰則
長崎市景観条例	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しい国土の形成、豊かな生活環境の創造及び活力ある地域社会の実現を図り、国民生活の向上及び地域社会の健全な発展に寄与する。	景観形成重点地区	届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地の開墾、土石の採取等の土地の形質の変更</li> <li>● 屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積</li> </ul>	懲役又は罰金
佐世保市景観条例		重点景観計画区域		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地の開墾、土石の採取等の土地の形質の変更</li> <li>● 河川、水路、道路、農道等の新設、改修等</li> <li>● 木竹の植栽又は伐採</li> <li>● 屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積</li> <li>● 水面の埋立て又は干拓</li> </ul>	
小値賀町景観条例		重点景観計画区域		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 空き家となる場合</li> <li>● 土地の開墾、土石の採取等の土地の形質の変更</li> <li>● 木竹の植栽又は伐採</li> <li>● 屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積</li> <li>● 水面の埋立て又は干拓</li> </ul>	
新上五島町景観条例		重要景観計画区域		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地の開発等の変更</li> <li>● 木竹の伐採</li> <li>● 屋外における物の集積又は貯蔵</li> <li>● 水面の埋立て</li> </ul>	
五島市景観条例		文化的景観地区 景観重要地区		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土石類の採取等の土地の形質の変更</li> <li>● 木竹の植栽又は伐採</li> <li>● 屋外における物件の堆積</li> </ul>	

根拠法令	目的・概要	制度・対象 区域名	許可/届出 等	規制の対象となる行為	罰則
自然公園法	優れた自然の風景地を保護し、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与する。	第1種特別地域	許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 工作物の新築、改築又は増築</li> <li>● 木竹の伐採</li> <li>● 鉱物の掘採又は土石類の採取</li> <li>● 河川等の水位又は水量の増減</li> <li>● 指定湖沼への汚水の排出等</li> <li>● 広告物等の掲出又は設置</li> <li>● 屋外における土石等の集積または貯蔵</li> <li>● 水面の埋立て又は干拓</li> <li>● 土地の開墾等による土地の形状変更</li> <li>● 指定植物の採取、指定動物の捕獲等</li> <li>● 屋根、壁面、塀、橋等の色彩の変更</li> <li>● 指定する区域内の航空機の着陸等</li> </ul>	懲役又は罰金
		第2種特別地域			
		第3種特別地域			
		普通地域	届出		
都市計画法	都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する。	都市計画区域	許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一定の規模を超える開発行為</li> </ul>	懲役又は罰金
長崎市風致地区内における建築物等の規制に関する条例		風致地区		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物等の新築、改築、増築又は移転</li> <li>● 宅地の造成、土地の開墾等の土地の形質の変更</li> <li>● 木竹の伐採</li> <li>● 土石の類の採取</li> <li>● 水面の埋立て又は干拓</li> <li>● 建築物等の色彩の変更</li> <li>● 屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積</li> </ul>	罰金

根拠法令	目的・概要	制度・対象 区域名	許可/届出 等	規制の対象となる行為	罰則
漁港漁場整備法	水産業の健全な発展及び水産物の安定供給を図るため、環境との調和に配慮した整備事業を計画的に推進し、国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与する。	漁港区域	許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 工作物の建設又は改良</li> <li>● 土砂の採取、土地の掘削又は盛土</li> <li>● 汚水の放流又は汚物の放棄</li> <li>● 水面又は土地の占用</li> <li>※ 公有水面の埋立行為（公有水面埋立法）</li> </ul>	罰金
屋外広告物法	良好な景観を形成又は公衆に対する危害の防止のため、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置等について、必要な規制の基準を定める。	条例で定める地域	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広告物の表示</li> <li>● 広告物を掲出する物件の設置</li> </ul>	懲役又は罰金
長崎県屋外広告物条例（長崎市・小値賀町を除く長崎県全域に適用）		禁止地域（重要文化財、史跡、重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区、風致地区等）	禁止		
		許可地域（都市計画区域、景観計画区域（五島市・佐世保市を除く）等）	許可		

根拠法令	目的・概要	制度・対象 区域名	許可/届出 等	規制の対象となる行為	罰則
熊本県屋外 広告物条例		禁止地域 (重要文化財、史跡、風致地区等)	禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広告物の表示</li> <li>● 広告物を掲出する物件の設置</li> </ul>	懲役 又は罰金
		許可地域 (景観計画区域、景観形成地域等)	許可		
長崎市屋外 広告物条例	良好な景観を形成又は公衆に対する危害の防止のため、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置等について、必要な規制の基準を定める。	禁止地域 (重要文化財、史跡、重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区、風致地区等)	禁止		
		許可地域 (禁止地域を除く長崎市全域)	許可		

根拠法令	目的・概要	制度・対象 区域名	許可/届出 等	規制の対象となる行為	罰則
小値賀町屋 外広告物条 例	良好な景観を形成 又は公衆に対する 危害の防止のため、 屋外広告物の表示 及び屋外広告物を 掲出する物件の設 置等について、必要 な規制の基準を定 める。	禁止地域 (重点景観 計画区域)	禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広告物の表示</li> <li>● 広告物を掲出する物件の設置</li> </ul>	懲役又は 罰金
		許可地域 (一般景観 計画区域)	許可		
農業振興地域 の整備に関す る法律	農業振興地域の整備 に関する措置を講じ、 農業の健全な発展 及び国土資源の合 理的な利用に寄与 する。	農用地区域 (農用地等 として利用 すべき土地 の区域)	許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 宅地の造成、土石の採取等の 土地の形質の変更</li> <li>● 建築物等の新築、改築又は増 築</li> </ul>	懲役又は 罰金
農地法	農地の転用規制及 び利用確保のため の措置を講じ、工 作者の地位の安定 と農業生産の増大 による食料の安定 供給の確保に資す る。	農地	許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農地の権利の移動</li> <li>● 農地の転用及び農地転用のた めの権利の移動</li> </ul>	懲役又は 罰金

## 001 原城跡

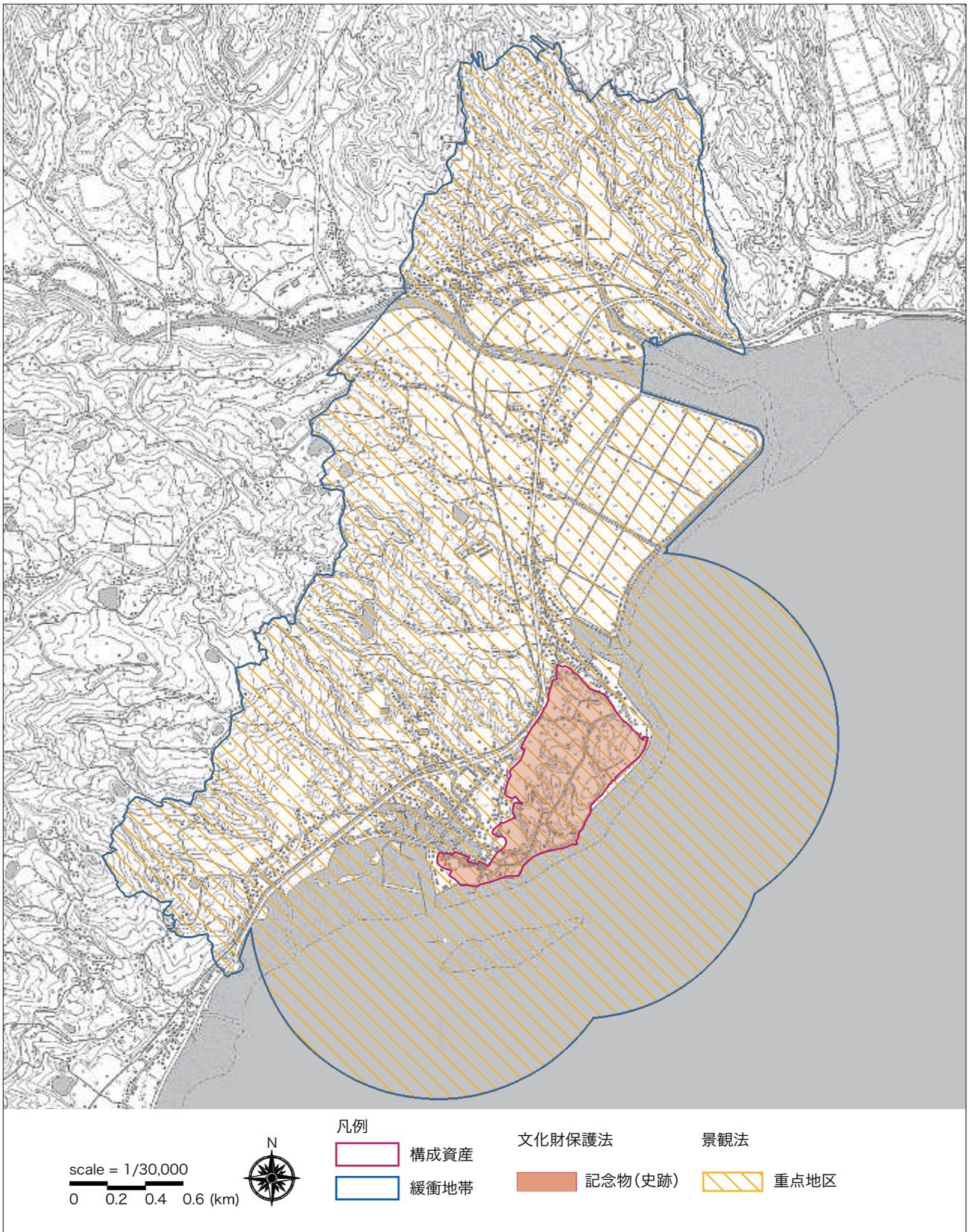


図 5-001 緩衝地帯における法規制図(001 原城跡)

## 002 平戸の聖地と集落(春日集落と安満岳)

## 003 平戸の聖地と集落(中江ノ島)



図 5-002 緩衝地帯における法規制図(002, 003 平戸の聖地と集落)

## 004 天草の崎津集落

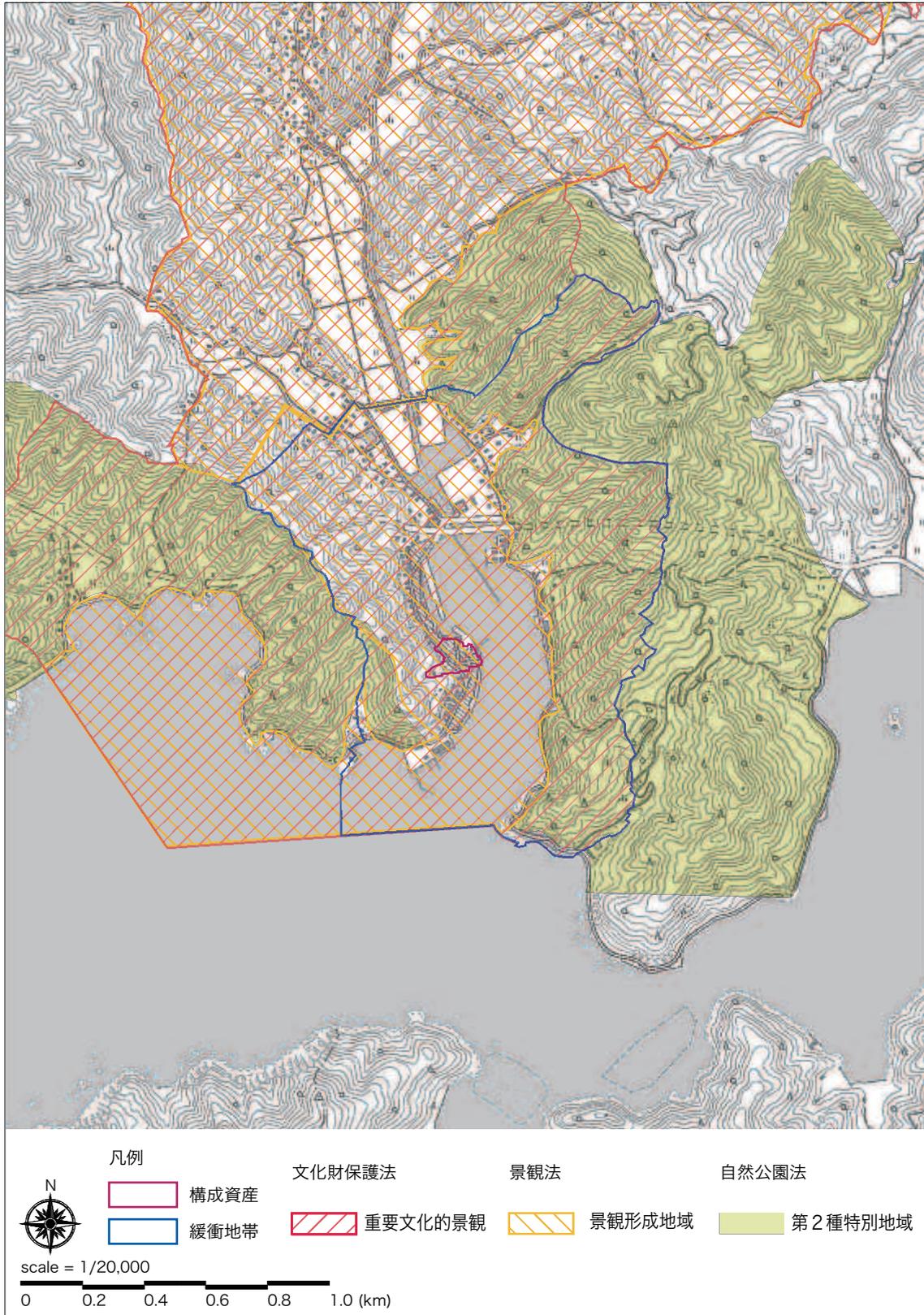


図 5-003 緩衝地帯における法規制図(004 天草の崎津集落)

## 005 外海の出津集落



図 5-004 緩衝地帯における法規制図(005 外海の出津集落)

## 006 外海の大野集落

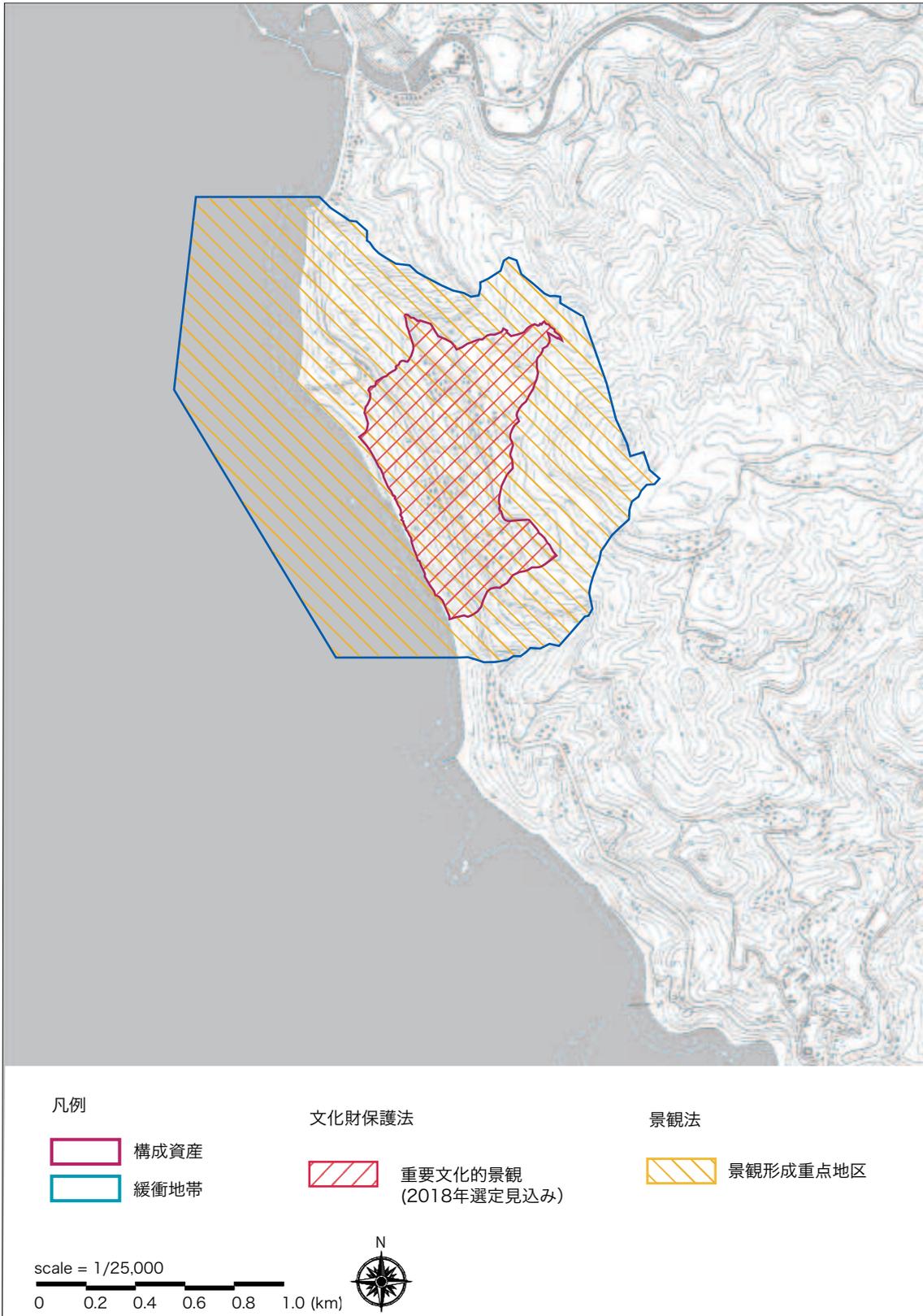


図 5-005 緩衝地帯における法規制図(006 外海の大野集落)

## 007 黒島の集落



図 005-6 緩衝地帯における法規制図(007 黒島の集落)

## 008 野崎島の集落跡

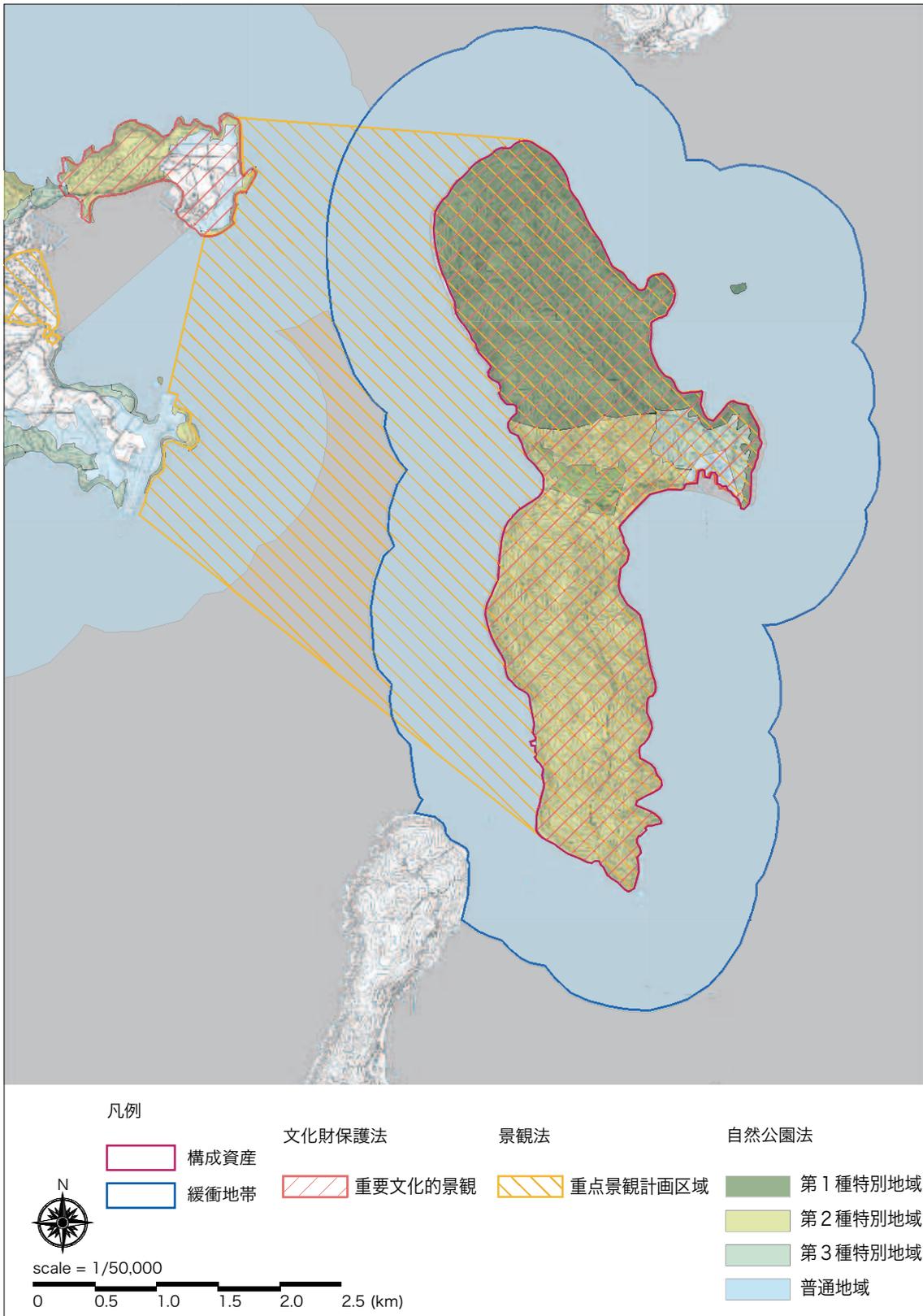


図 005-7 緩衝地帯における法規制図(008 野崎島の集落跡)

009 頭ヶ島の集落

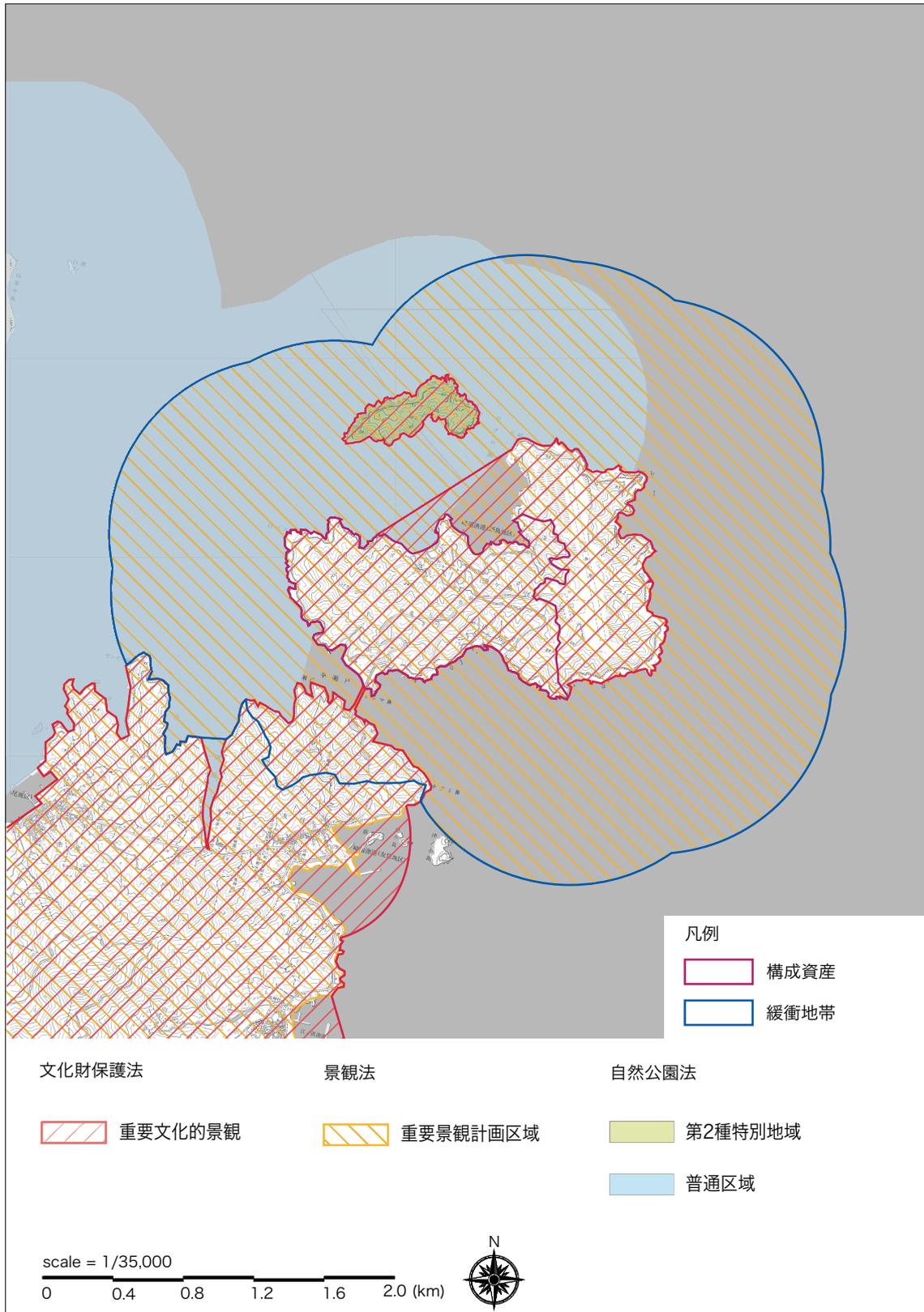


図 5-008 緩衝地帯における法規制図(009 頭ヶ島の集落)

## 010 久賀島の集落

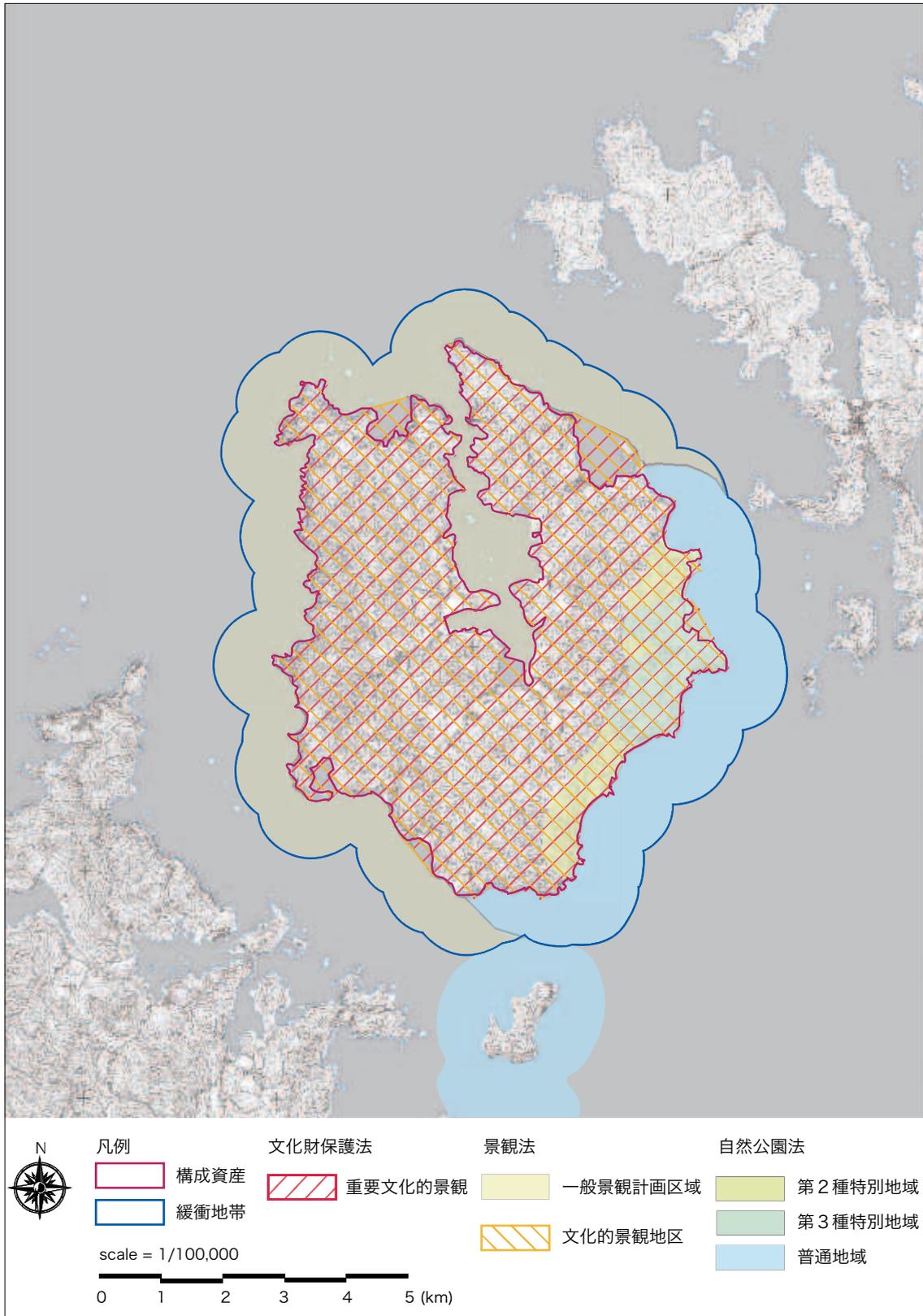


図 5-009 緩衝地帯における法規制図(010 久賀島の集落)

## 011 奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)



図 5-010 緩衝地帯における法規制図(011 奈留島の江上集落 (江上天主堂とその周辺))

## 012 大浦天主堂

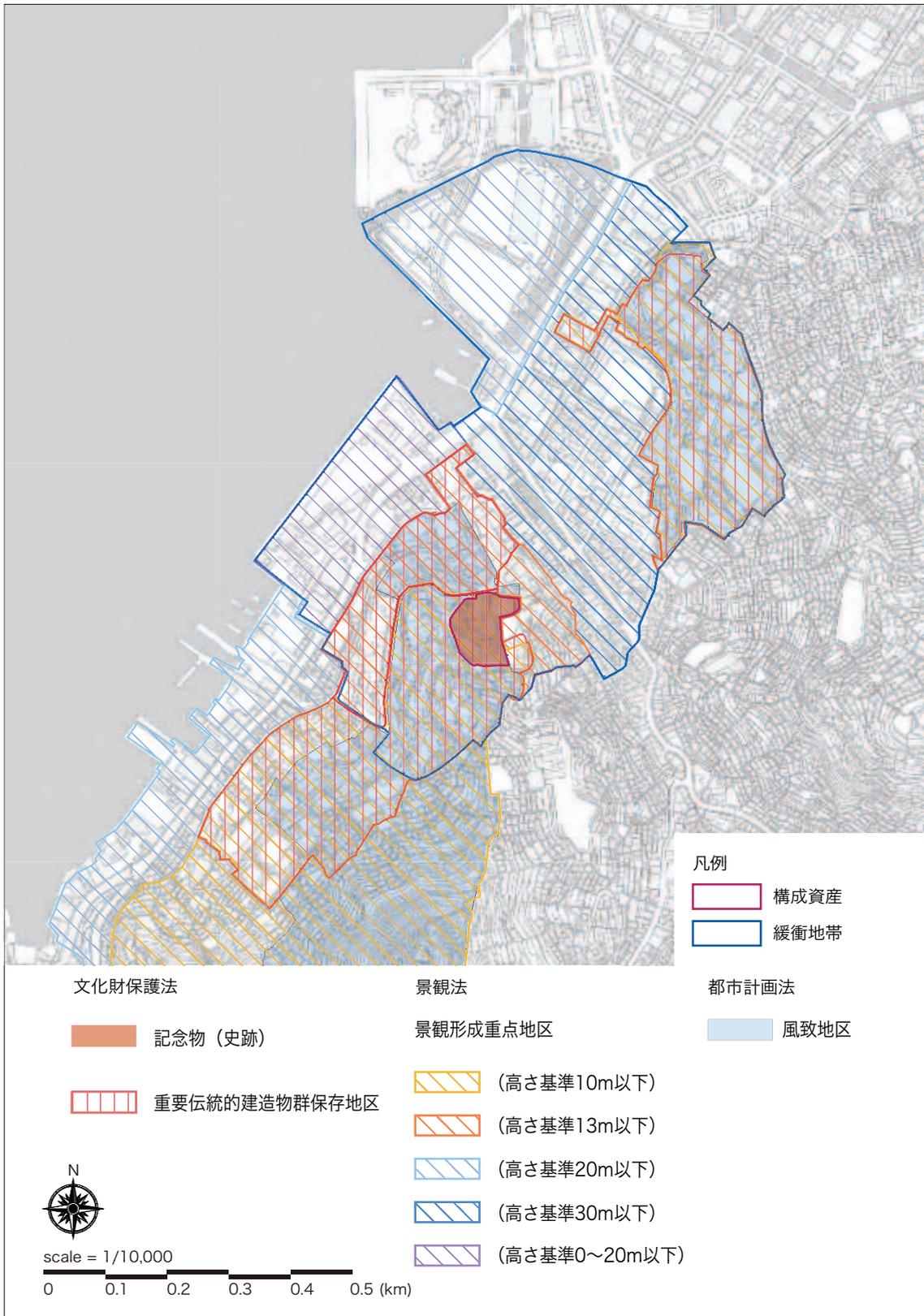


図 5-011 緩衝地帯における法規制図(012 大浦天主堂)

## 5.d 推薦資産が所在する県・市町に関係する諸計画

### 1.総合計画

#### (1) 県の計画

長崎県総合計画チャレンジ2020(2016年)	
主たる目的	「人、産業、地域が輝くたくましい長崎県づくり」を基本理念とする、2016年度から2020年度までの長崎県政運営の指針・考え方を示した総合計画であり、10年後の長崎県の将来像を見据えつつ、交流の拡大、地域振興、人材育成等の重点的な施策を示す。
推薦資産に係る事項	交流でにぎわう長崎県の実現のため、推薦資産を含む指定文化財の保存と活用の促進及び秩序ある公開・広報の実現のための受け入れ体制の整備に取り組むことが明記されている。 特に、推薦資産については、既に世界遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」とともに、政策横断プロジェクト「世界文化遺産プロジェクト」として世界遺産を活かした長崎県全体の地域活性化に取り組むことが明記されている。

熊本復旧・復興4カ年戦略(2016年)	
主たる目的	「災害に強く誇れる <sup>たから</sup> 資産を次世代につなぎ夢にあふれる新たな熊本の創造」の実現に向けて熊本県が取り組む基本方針であり、4年間(2016～2019年度)で重点的に推進する主な施策を示す。
推薦資産に係る事項	未来につなぐ資産の創造のため、天草の崎津集落を含む「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界文化遺産登録を目指し、国や長崎県、天草市と連携し、遺産価値の更なる磨き上げを進めることが明記されている。

## (2) 市町の計画

## 南島原市総合計画(2008年)

主たる目的	南島原市の行財政運営に関する各種分野別計画の基本となる最上位の計画で、今後のまちづくりの総合的な指針となる。南島原市が目指すべきまちづくりの理念・将来像を示すとともに、それらを実現するためのまちづくりの目標及び具体的な施策を示す。
推薦資産に係る事項	歴史・文化財を活かしたまちづくりを推進し、歴史・文化財の保護と整備、その活用・普及に取り組む。特に推薦資産については、調査研究、万全の保存管理、観光客の受入れ体制の整備、ガイダンス機能の強化、周辺環境の整備等に取り組むとともに、構成資産の価値及び歴史的背景等を海外へも積極的に配信することが明記されている。

## 平戸市総合計画(2008年)

主たる目的	平戸市のまちづくりを行ううえで最上位に位置付けられる計画で、今後 10 年間のまちづくりの目標とその実現に向けた方策を示す。内容はまちづくり全般にわたり、中長期的な展望に立ち、計画的・効率的な行政経営を行うための指針を示す。
推薦資産に係る事項	平戸市固有の歴史・文化遺産が保存・継承・活用され、活発な芸術文化活動ができる社会を目指す。 「歴史・伝統文化の保存・継承・活用」に取り組み、構成資産を含む指定文化財等の文化遺産の保護を図る。特に推薦資産に関連して、構成資産の保存・整備に取り組むことが明記されている。

## 第 2 次天草市総合計画(2015)

主たる目的	天草市の行政運営を総合的かつ計画的に行うための指針で、天草市の最上位計画に位置付けられる。2015 年から 2022 年までの 8 年間の長期的な展望の下、「市民が住み続けたいと思う環境指標」を基本構想とし、その実現のための基本的な方策を示している。
推薦資産に係る事項	天草におけるキリシタンの歴史を代表する地区として、歴史・文化、景観を活かしたまちづくりを目指す。特に、市民の郷土愛、コミュニティ意識を醸成するため、歴史文化遺産の保存・継承・活用に取り組み、集落の景観保全、来訪者の誘導・制御、ボランティアガイドの充実、地域のルールづくりなど受入体制の強化を図り、住民生活と観光との共存に努めることが明記されている。

## 長崎市第四次総合計画(2011年)

主たる目的	これからの 10 年間に於いて長崎市が目指す将来の都市像を掲げ、その実現に向けた基本的な姿勢とともに、重点テーマに沿ったまちづくりの方針に基づく具体的な施策及び取組状況を示す。
推薦資産に係る事項	次世代に歴史・文化遺産を守り、活かし、伝えるため、世界遺産の登録を実現し、その価値を世界に発信することをはじめ、所在の構成資産を含む文化財を市民の誇りとして保存・継承し、有効活用を図ること、歴史・文化遺産に対する市民意識を高め、国内外に発信することが明記されている。

## 第6次佐世保市総合計画(2008年)

主たる目的	保健福祉、教育文化、観光・商工業の活性化、都市開発、環境保全など、分野を問わず、今後(概ね 10 年間)における都市像及びまちづくり全体の基本的な考え方、具体的な施策等を示す。
推薦資産に係る事項	文化芸術に親しめる環境づくりを推進し、歴史文化の保存・活用・継承に取り組むこととし、文化財の調査・保護・活用及び情報発信を行う。特に、構成資産の候補である黒島天主堂及び黒島の文化的景観については、積極的に保存活用の施策を実施することが明記されている。

## 第4次小値賀町総合計画(2013年)

主たる目的	2014 年から 2023 年までの小値賀町のまちづくりの指針として策定された計画で、まちづくりの基本的な方向性を示すとともに、各分野の計画・事業立案の基本となる。
推薦資産に係る事項	豊かな教育・文化のまちづくりを推進し、教育・文化の振興に取り組む。その中で、推薦資産を含め文化財を守り継承していくこと、世界文化遺産登録推進事業及び重要文化的景観関連事業については重要施策として推進することなどが明記されている。

## 新上五島町第 2 次総合計画(2015年)

主たる目的	町政の基本的な方向性を示した計画であり、産業、生活環境、保健・医療・福祉など各分野における事業立案の基本となるものである。2004 年の 5 町合併から 10 年経ち、それから 10 年後の本町の将来像を描くとともに、将来像の実現に向けて取り組むべき施策を明確に示している。
推薦遺産に係る項目	文化財保護の充実を図るため、頭ヶ島の集落の世界遺産登録を目指すとともに、文化財の適正な保存と活用を行うことが明記されている。

## 五島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略(2015年)

主たる目的	良質な雇用の創出、交流人口の拡大、子育て支援とそれらを支えるまちづくりに取り組み、人口ビジョンを踏まえた人口減少対策を推進する。2015 年度から 2019 年度までの五島市政運営の指針・考え方を示した総合戦略である。
推薦資産に係る事項	五島の魅力を発信し、世界に誇れる“しま”を実現するための基本目標として、推薦資産の保存・活用を促進し、秩序ある公開・広報の実現のために、受け入れ体制の整備に取り組むことが明記されている。

## 2. 景観計画

構成資産が所在する各地方公共団体は、各構成資産とその周辺環境の歴史・文化的資源及び恵まれた自然環境を活かし、良好な景観保全と景観形成を推進することを目的として景観計画を策定し、各景観計画区域内における中・長期的な景観形成の方針を定めている。

なお、文化財保護法に基づく重要文化的景観の選定地における行為の制限は、

景観計画の中に「景観形成基準」として定められている。各地方公共団体は、景観保全に必要な基準を明示することにより、景観計画区域内で行われる建築物その他の工作物の変更等の行為と集落景観との調和を図っている。

### (1) 県の計画

- 長崎県美しい景観形成計画（長崎県、

2011年)

- 熊本県景観計画（熊本県、2008年）

## (2) 市町の計画

- 南島原市景観計画（南島原市、2010年）
- 平戸市景観計画（平戸市、2009年）
- 天草市景観計画（天草市、2012年）
- 長崎市景観計画（長崎市、2017年）
- 佐世保市景観計画（佐世保市、2010年）
- 小値賀町景観計画（小値賀町、2009年）
- 新上五島町景観計画（新上五島町、2017年）
- 五島市景観計画（五島市、2017年）
- 久賀島景観まちづくり計画（五島市、2010年）
- 江上地区景観まちづくり計画（五島市、2012年）

## 3. 観光計画

---

構成資産が所在する各地方公共団体は、観光ガイドの育成及びスキルアップなど観光振興の人材育成をはじめ、快適な観光のための環境整備等の推進を目指して観光計画を策定し、観光振興に係る中・長期的方針を定めている。各地方公共団体が定める観光計画は、以下のとおりである。

## (1) 県の計画

- 長崎県観光振興基本計画（長崎県、2011年）
- ようこそくまもと観光立県推進計画（熊本県、2012年）

## (2) 市町の計画

- 南島原市観光地づくり実施計画（南島原市、2008年）
- 平戸市観光振興の指針（平戸市、2013年）
- 天草市観光振興アクションプラン（天草市、2012年）
- 佐世保市観光振興基本計画（佐世保市、2006年）
- 「海風の国」佐世保・小値賀観光圏整備計画（佐世保市・小値賀町、2013年）
- 新上五島町観光振興ビジョン（新上五島町、2007年）

## 4. 地域振興計画

---

構成資産が所在する各地方公共団体は、人口流出に伴う過疎化に対して、産業・地域文化の振興等、過疎地域自立促進に向けた計画を定めている。その中で、推薦資産の世界遺産登録推進を契機として、情報及び施設整備等を通じ、交流人口・定住人口の増加、耕作放棄地等

の地域資源の利活用等の施策に取り組んでいる。各地方公共団体が定める振興計画は、以下のとおりである。

### (1) 県の計画

- 長崎県離島振興計画（長崎県、2013年）
- 宇土天草地域半島振興計画（熊本県、2005年）

### (2) 市町の計画

- 南島原市過疎地域自立促進計画（南島原市、2010年）
- 平戸農業振興地域整備計画（平戸市、2008年）
- 天草市過疎地域自立促進計画（天草市、2010年）
- 小値賀町過疎地域自立促進計画（小値賀町、2010年）
- 新上五島町過疎地域自立促進計画（新上五島町、2010年）
- 過疎地域自立促進計画（五島市、2010年）

## 5. 地域防災計画

---

構成資産が所在する各地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、地域防災計

画を策定している。その中には、文化財の災害予防対策として、予防施設（消火設備、警報設備等）の整備及び予防対策（管理体制の整備、禁火区域の設定等）の指導に取り組むことが掲げられている。各地方公共団体が定める防災計画は、以下のとおりである。

### (1) 県の計画

- 長崎県地域防災計画（長崎県、2014年）
- 熊本県地域防災計画（熊本県、2014年）

### (2) 市町の計画

- 南島原市地域防災計画（南島原市、2014年）
- 平戸市地域防災計画（平戸市、2013年）
- 天草市地域防災計画（天草市、2014年）
- 長崎市地域防災計画（長崎市、2013年）
- 佐世保市地域防災計画（佐世保市、2014年）
- 小値賀町地域防災計画（小値賀町、2008年）
- 新上五島町地域防災計画（新上五島町、2014年）
- 五島市地域防災計画（五島市、2013年）

## 5.e 資産の保存管理計画又はその他の保存管理体制

推薦資産は12の構成資産から成り、それらの全てについて文化財の保存管理計画が策定されている（表5-005参照）。これらの保存管理計画は、文化財の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存管理していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱い基準等を明示したものであり、構成資産の所有者・管理者が保存管理を行う上での手引きとして活用すべき性質を持つ。各計画の策定に当たっては、文化財の所有者・管理者をはじめ、学識経験者及び専門家により構成される委員会で、文化庁及び構成資産所在地の関係地方公共団体の文

化財担当職員等が参加した上で、専門的な見地から十分な検討が加えられ、構成資産の価値が確実に保存されるものとなっている。

表5-005に記載する各構成資産の保存管理計画を要約したものを附属資料6b「個別管理計画の概要」として添付している。

また、12の構成資産から成る「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」を包括的に保存管理するための包括的保存管理計画も策定している。同計画の概要については、以下のとおりである。

表 5-005 保存管理計画の一覧

番号	構成資産の名称	保存管理計画の名称
001	原城跡	●史跡原城跡保存管理計画
002 003	平戸の聖地と集落(春日集落と安満岳) 平戸の聖地と集落(中江ノ島)	●平戸島と生月島の文化的景観保存計画
004	天草の崎津集落	●天草市崎津の漁村景観保存計画
005	外海の出津集落	●長崎市外海の石積集落景観保存計画 ●出津教会堂保存管理計画
006	外海の大野集落	●長崎市外海の石積集落景観保存計画 ●大野教会堂保存管理計画
007	黒島の集落	●佐世保市黒島の文化的景観保存計画
008	野崎島の集落跡	●小値賀諸島の文化的景観保存計画
009	頭ヶ島の集落	●新上五島町崎浦の五島石集落景観保存計画
010	久賀島の集落	●五島市久賀島の文化的景観保存計画 ●旧五輪教会堂保存管理計画
011	奈留島の江上集落 (江上天主堂とその周辺)	●江上天主堂保存管理計画
012	大浦天主堂	●大浦天主堂境内保存管理計画 ●大浦天主堂・旧羅典神学校保存管理計画

## 1. 包括的保存管理計画

---

推薦資産は、多様な構成要素が共通する自然的・歴史的・文化的文脈の下に、ひとつのまとまりをもって成立している。各構成資産は、それぞれの保存管理計画に基づき確実に保存されているが、各構成資産間の緊密な関係に基づき、推薦資産全体が持つ顕著な普遍的価値を確実に保存・継承していくためには、推薦資産全体及びそれらの周辺環境も含め、一体的な保護の在り方及びその方法並びに推進体制を含む全体の保存管理体制を明確化する必要がある。

そのため、関係地方公共団体は包括的保存管理計画（附属資料 6a）を策定し、推薦資産の全体に対して総括的なマネジメントを実施している。この計画には、構成資産の保護等に関する次の観点を盛り込んでいる。

- 構成資産の法的保護及び保存管理
- 構成資産と調和した周辺整備及び秩序ある公開
- 地域の持続的発展の推進
- 所有者及び地域関係者が一体となった保存管理体制
- モニタリング及び改善の仕組み

以上の観点から、各構成資産の立地・社会的環境を踏まえ、現在の保全状況及び課題、その課題を生み出している原因等を正確に把握・分析し、推薦資産を保存・整備・活用していく上での課題への対応策及び具体的な取組を記載している。特に、推薦資産には、現在も地域住民の生業の諸活動が行われている場所及び日常的に使用されている教会堂・神社・寺院・墓地が含まれており、これらの場所において行われる様々な営みは構成資産を保護していく上でも密接に関連するものであることから、その継続にも十分配慮する必要がある。

構成資産に関する諸政策については、包括的保存管理計画の中で示している。

## 2. 保存管理体制

---

包括的保存管理計画に基づき、構成資産の保存・活用（保存・管理・整備・公開・活用）及びその周辺環境の保全を一体的に行い、推薦資産の顕著な普遍的価値を次世代に向けて継承していくため、関係地方公共団体を中心とする組織体制を整備する。この組織体制は、構成資産

の所有者又は保護主体となる団体等が保存・活用に積極的に参画できるとともに、関係法令等を所管する行政機関と構成資産の所有者又は保護主体となる団体等、地域住民・信徒、構成資産の保存管理等に取り組む関係団体等との連携が十分に図られるような体制とする。

保存管理体制の整備方針及び機能と役割については、次のとおりである。

### (1) 整備方針

包括的保存管理体制においては、以下の3点を基本方針とする。

- 関係法令等に基づく保存・活用
- 学術的な見地を取り入れた保存・活用
- 官民協働による保存・活用

なお、「5.c 保護措置の実施手段」に記載の内容を適切に実施するため、緩衝地帯に適用される法令・制度（表5-003及び表5-004並びに図5-001～5-011を参照）を所管する関係省庁及び関係地方公共団体の所管部署においても、情報共有等に遺漏がない体制をとることとしている。このように、関係行政機関が漏れなく参画することにより各機関が世界遺産の保護に係る責務を自覚し、世界遺産の顕著な普遍的価値に負の影響が及ぶこと

を未然に防ぎ、構成資産とその周辺環境とが調和した景観の維持・形成が図られることになる。

### (2) 機能と役割

構成資産及びその周辺環境の現況の把握、構成資産の保存・活用、周辺環境の保全に係る事項、地域住民の意見等について、関係地方公共団体及び構成資産の所有者又は保護主体となる団体等が、相互の情報共有・協議・合意形成を行うための組織として、2014年に「世界遺産保存活用協議会」（以下「協議会」という。）を設置した。なお、協議会には「作業部会」を設置し、協議会の円滑な運営に係る情報収集、現状把握、進捗管理等の実務的な調整を行うとともに、地域住民等と協働した取組をさらに推進する。また、文化遺産の保存・活用に係る関係法令を所管し指導的役割を担う文化庁を協議会のオブザーバーとし、構成資産の保存・活用及びその周辺環境の保全についての指導・助言及び情報提供を求める。さらに、2007年に設置した「長崎県世界遺産学術会議」の流れを受け継ぐ「長崎世界遺産学術委員会」を専門機関と位置付け、イコモス会員を含む学識経

験者、有識者等からの学術的な見地からの助言を求める。

以上の保存管理体制を図示したものが図 5-012 であり、各組織の役割については表 5-006 のとおりである。

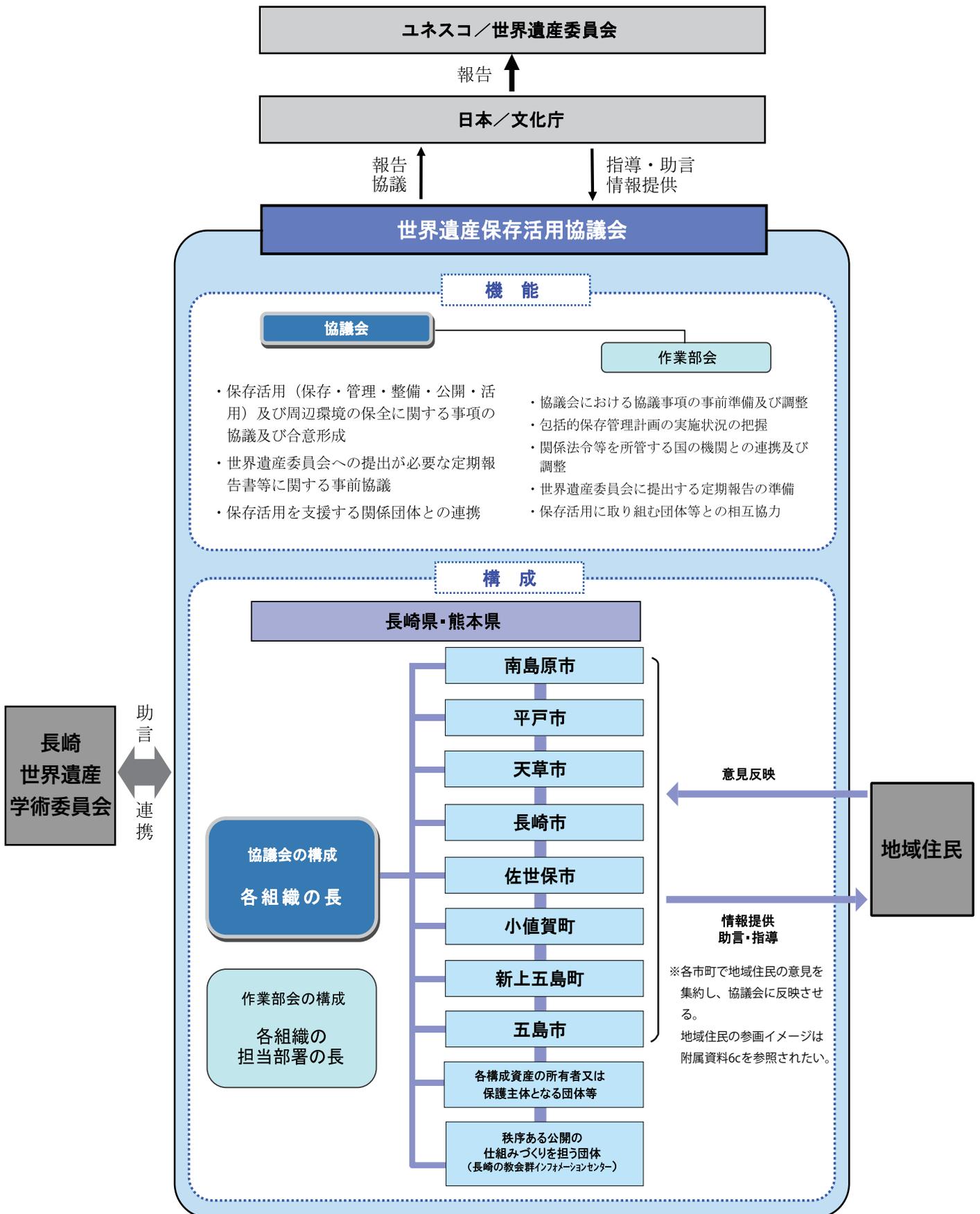


図 5-012 包括的な保存管理に関する組織体制図

表 5-006 包括的保存管理体制における各組織の機能

	世界遺産保存活用協議会	世界遺産保存活用協議会作業部会	長崎世界遺産学術委員会
1) 目的・機能	<p>a) 協議会は、周辺環境を含めた構成資産全体の現況の把握を行うとともに、関係法令等を所管する国の機関(文化庁等)と連携しつつ、以下の事項について協議し、合意形成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 構成資産の保存・活用(保存・管理・整備・公開・活用)に関する事項</li> <li>● 構成資産の周辺環境の保全に関する事項</li> <li>● 体制の整備及びその運営に関する事項</li> </ul> <p>b) 世界遺産委員会への提出が必要な保存管理状況の定期報告書等について、協議を行う。</p> <p>c) 保存・活用を支援する関係団体と連携する。</p>	<p>a) 協議会による協議を円滑にするために、事前に協議事項の準備・調整を行う。</p> <p>b) 包括的保存管理計画の実施状況を把握し、協議会に対して、課題及び施策の案を提示する。</p> <p>c) 関係法令等を所管する国の機関と連携して、保存管理及びその周辺環境の保全に係る重要事項について調整を行う。</p> <p>d) 世界遺産委員会への提出が必要な保存管理状況の定期報告書について、準備を行う。</p> <p>e) 保存・活用に取り組む団体等と相互に協力を行う。</p>	<p>協議会に対し、学術的・専門的な観点から、保存・活用及び周辺環境の保全について助言を行う。</p>

	世界遺産保存活用協議会	世界遺産保存活用協議会作業部会	長崎世界遺産学術委員会
2) 構成	<p>関係法令に基づき、構成資産が所在する現地において、保存・活用及びその周辺環境の保全に当たる地方公共団体及び各構成資産の所有者又は保護主体となる団体等の長に加え、所有者等と連携して秩序ある公開の仕組みづくりを担う団体（長崎の教会群インフォメーションセンター）の長により構成する。地方公共団体は、長崎県及び熊本県並びに南島原市、平戸市、天草市、長崎市、佐世保市、小値賀町、新上五島町及び五島市の2県6市2町である。なお、長崎県及び熊本県が、協議会の開催・運営の中心的役割を担う。</p> <p>また、文化庁は協議会においてオブザーバーとして助言を行う。</p>	<p>協議会の構成員である地方公共団体及び各構成資産の所有者又は保護主体となる団体等の担当部署の長に加え、所有者等と連携して秩序ある公開の仕組みづくりを担う団体（長崎の教会群インフォメーションセンター）の委員をメンバーとする。</p> <p>なお、必要に応じて、保存管理及び周辺環境の保全に直接関係する地域住民、信徒の代表、現地で活動する関係団体等も参加する。</p> <p>なお、長崎県及び熊本県は、作業部会の開催・運営の中心的な役割を担う。</p>	<p>保存・活用及び周辺環境の保全に関し、キリシタン史、日本中世史、建築学、文化財保存学及び文化的景観の分野において、学術的・専門的な知見をもつ学識経験者にて構成する。</p>
3) 開催の時期	<p>協議会は定期的を開催することとし、さらに必要に応じて追加的に開催する。</p>	<p>作業部会は、原則協議会の開催前に開催することとし、また、必要に応じて追加的に開催する。</p>	<p>協議会は、必要に応じて学術委員会の開催による助言を求める。</p>

### (3) 各構成員の役割

協議会及び作業部会を構成する各構成員の役割並びにオブザーバーの役割については、以下に示すとおりである。

#### a) 長崎県及び熊本県

長崎県及び熊本県は、所管条例等の適切な運用を行うとともに、国、市町、構成資産の所有者、保護主体となる団体、関係団体等と緊密に連携して、推薦資産の保存・活用及び周辺環境の保全に関す

る現況及びそれらの課題を把握し、必要な措置を講ずる。両県は、そのために必要な体制を確保しており、市町等に対する技術的・財政的な支援を行う。また、推薦資産の全体に関する保存管理、調査研究、各構成資産をネットワークの下に相互に結び付ける事業等、構成資産全体に係る課題解決及び情報発信、整備・活用のために包括的に必要となる施策等について主体的に取り組む。

#### b) 市町

関係市町は、各構成資産の保存・活用に必要な体制を確保し、所管条例等の適切な運用を行うとともに、長崎県及び熊本県、所有者のほか、構成資産及び緩衝地帯内の居住者、地域の住民及び信徒、関係団体等と連携を図りつつ、所有者等による日常的な保存管理業務の支援及び地域住民の文化財理解の向上に必要な施策を実施する。同時に、保存・保全・管理・公開・活用のための各種事業を推進する。また、文化財保護法に基づく管理団体である南島原市においては、自らの責務として構成資産の適切な保存・活用の施策を実施する。なお、地域住民の意見については、地域の自治会等を通じて各構成資産の整備活用委員会等に伝達・

集約し、その内容を関係市町が協議会に反映させる。協議会での協議内容を踏まえ、地域住民に対して情報提供又は指導・助言を行う。

#### c) 構成資産の所有者、保護主体となる団体等

構成資産の所有者、保護主体となる団体等をはじめ、構成資産及び緩衝地帯の居住者は、文化財が貴重でかけがえのない財産であることを自覚し、国・県・市町の行政機関の指導・支援を受けつつ、点検・清掃等の日常的な管理・維持を行うとともに、大切に、かつ適切に保存・継承する。また、市町と地域の自治会が良好な関係の下に連携し、できる限り広く公開に努める等、構成資産の価値の伝達と文化的な活用に積極的に取り組むとともに、秩序ある公開の実現に向けて連携協力する。

#### d) 文化庁

文化庁は、文化遺産の保護に関する国の機関として中心的な役割を担う官庁である。構成資産全体の保存・活用、その周辺環境の保全に係る重要事項、世界遺産委員会への提出が必要な構成資産の保存管理状況の定期報告に関して、協議会

の中心的な役割を担う長崎県及び熊本県に対して、情報提供又は指導・助言を行う。また、文化財保護法に基づき、構成資産の所有者又は同法により指定された管理団体に対し、保存管理全般に関する助言はもとより、維持のための修理・復旧に関する技術的・財政的な支援を行う。なお、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為については、指導等も行う。さらに、国の関係省庁とも連携しつつ、国内外の世界文化遺産の保護に関する情報収集に努め、推薦資産の保護に資するよう協議会に情報提供を行う。



写真 5-001 「世界遺産保存活用協議会」の開催

#### (4) 地域住民等との連携及び住民参画の推進

世界遺産の顕著な普遍的価値を適切に継承し保護していくためには、構成資産の物理的な保護はもとより、緩衝地帯を含めた総合的な保全が求められる。これらを確実にかつ円滑に実現するためには、構成資産の周辺に居住する地域住民等の自覚による自主的な活動とともに、官民一体となった協働による積極的な取組を推進していく必要がある。

そのため、関係地方公共団体は、各構成資産の価値に関する理解を深め、周辺環境を含めた保全に対する意識をより一層醸成させることを目的として、地域住民参加型の講演会・研修会等の各種事業を実施している。

また、地域住民及び関係団体等が必要に応じて協議会の作業部会に参加することを通じて、地域住民・自治会との良好な関係を築いて連携を強化し、構成資産の保存・活用及び緩衝地帯の保全への住民参画の促進を図ることとしている。

現在、各構成資産及びその周辺の区域では、NPO 法人又はボランティア団体等が主体となって、自主的又は官民協働の下にさまざまな活動等が実施されている。構成資産の保存管理のみならず、公開・活用の

促進による来訪者対応の充実、さらには世界遺産への取組を契機としたまちづくりによる地域全体の振興・発展のためには、地域住民等の主体的な活動が必要となることから、関係地方公共団体は地域住民等が取り組む以下の諸活動を支援していくこととしている。

- 地域住民が構成資産及び関連する文化財等を貴重な宝として大切に思い、来訪者に誇りを持って紹介していくための教育・活動の機会の確保
- 生活・信仰と観光の調和に向けた秩序ある公開の実践
- 構成資産の保存修理費用及び来訪者用便益施設の維持管理費用のほか、新たな活動費用等のための財源の確保
- 来訪者の増加に伴う経済効果を高める観光プロジェクトへの参画
- 地域社会への経済的な還元につながる来訪者受入れと連動した仕組みづくり

なお、「地域住民が参加する主な事業」及び「地域住民等による自主的活動及び行政との協働事業」の具体的な取組状況については、附属資料 6a「包括的保存管理計画」の第 7 章「体制の整備・運営」の表 7-002 及び表 7-003 を参照されたい。



写真 5-002 住民参加による防火訓練(頭ヶ島天主堂)



写真 5-003 住民参加による草刈り・清掃(江上天主堂)

## 5.f 財源及び財政水準

構成資産の管理は、それぞれの所有者又は文化財保護法に基づき指定された管理団体が行っている。国の指定・選定文化財について管理者が修理・復旧等の必要な措置を講じる場合には、国が補助金を交付している。

史跡に指定されている原城跡では、復旧、環境整備、保存施設・防災施設の整備、災害復旧、公有化にあたっての土地購入等の事業について、国が必要に応じて経費の50%の補助金を交付している。重要文化的景観に選定された集落についても、その構成要素となる諸要素の復旧・修理、修景、防災・便益施設の整備等の事業に対して国が必要に応じて経費の50%の補助金を交付している。国宝又は重要文化財に指定された大浦天主堂及び各集落の教会堂及び関連施設の修理・復旧、建築物の維持管理に必要な各種設備の設置等の管理事業についても、小規模修理その他特別な場合を除き国が必要に応じて経費の50~85%の補助金を交付している。

上記の国による財政的支援に併せて、長崎県では総事業費の20%以内で、熊本県では総事業費が1,000万円以上の事業

を対象として事業費の5%以内で、それぞれ補助金を交付している。その他、所有者が宗教法人又は個人の場合には、構成資産が所在する各市町も各々が制定する文化財保護条例に基づき補助金を交付しており、所有者の経済的負担は大幅に軽減されている。

さらに長崎県では、構成資産に関する調査事業、虫害駆除等の事業、修景・景観の整備事業、集落等における人材育成等の体制づくりに係る事業に対しても、それぞれ補助金を交付することにより所有者・地域住民の活動を手厚く支援している。

なお、構成資産の保護に係る財源を広く民間から募るため、長崎県では2015年に「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産基金」を設置した。今後、この基金（寄附金）も活用して、所有者等の保存管理にかかる財政的負担の軽減を図ることとしている。

## 5.g 保全及び保存管理の技術における専門的知識及び研修

### 1. 専門的知識・技術の習得に関する取組

構成資産の保存管理は、所有者又は文化財保護法に基づき指定された管理団体が行っている。所有者による保存管理を専門的見地から支援するため、長崎県及び熊本県の教育委員会と、関係市町の教育委員会には考古学・歴史学・文化財学・保存修復学・博物館学等を修めた文化財の専門職員を配置している。また、専門職員以外にも建築士又は技術士等、構成資産の保存管理に有用な専門的資格を持つ職員をあわせて配置し、所有者らが行う保存管理について適切な技術的支援を行っている。

専門職員の技術・能力の向上については、文化庁及びその関係機関である独立行政法人国立文化財機構が定期的に研修を行っている。研修では、地方公共団体の専門職員を対象として、構成資産を含む文化財全般の保護に必要な専門的知識及び技術の講習が行われている。また、長崎県及び熊本県の各教育委員会においても、専門職員ほか関係部署の職員を対象として、文化財の理解を目的とする基礎研修及び職員の専門的技術を向上させるための専門研修を行っている。各県教育委員会及び関

係市町の教育委員会の専門職員は、上記の研修に積極的に参加することを通じて、資産の保存管理に必要な技術の習得と向上に努めている。

さらに、国の指定・選定文化財を維持するために管理者が修理・復旧等の措置を行う場合には、事前の許可・届出に基づき文化庁が適切な技術的指導・助言を行っており、管理の水準は極めて高く保たれている。

また、構成資産のみならず緩衝地帯を含め、所在の市町が設置する修景・景観整備方針検討会、重要文化的景観の整備活用委員会等の意見・助言に基づき、景観整備及び修景の事業が行われており、資産を良好に保全するために必要な専門的知識・技術は確実に担保されている

## 2. 地域の能力強化に関する取組（キャパシティビルディング）

来訪者がどの構成資産を訪れた場合であっても、世界遺産としての顕著な普遍的価値を理解できるようにするためには、来訪者を受け入れる地域住民等がその価値を十分に理解している必要がある。そのため、関係地方公共団体の広報誌、住民向けの説明会、出前講座等を活用し、地域住民等への周知・啓発に努めている。

また、構成資産を災害からどのように守るのかという観点から、構成資産の所有者、地域住民、消防機関等の関係者の間では災害・緊急時の連絡体制が構築されており、定期的な防災・防火訓練を通じて、火災等の異常が生じた際に体制が十分に機能するよう努めている。

さらに、研修会等を通じて、地域ガイド・教会守、ガイダンス施設に従事する職員等の資質向上にも努めている。

なお、構成資産の分布範囲が広域に及ぶことから、来訪者が周遊のために地域内の宿泊施設を利用する場合もある。また、公共交通機関の利便性が高くない地域においては、タクシー等の民間の交通手段を利用することになる。そのような来訪者の旅の満足度を高めてもらうという観点から、おもてなし力向上研修・民泊研修などを

通じて、民間事業者等の接遇力の向上にも取り組んでいる。

これらの人材育成に関する取組の詳細については、附属資料 6a「包括的保存管理計画」の第 4 章の「来訪者の管理と適切な公開（生活・信仰と観光の調和）」（第 4 節）及び「地域の持続的な維持と発展（保存と活用の両立）」（第 5 節）に記載しているので、そちらを参照されたい。



写真 5-004 基礎研修



写真 5-005 専門研修

表 5-007 文部科学省・文化庁・国立文化財機構が実施する文化財保護に関する研修一覧

研修名	対象者	趣旨	実施機関
博物館学芸員専門講座	登録博物館、博物館相当施設又は博物館類似施設に勤務する学芸員若しくは同等の職務を行う職員	学芸員として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県・指定都市等での指導的立場になりうる学芸員としての力量を高める。	文部科学省 生涯学習政策局 社会教育課
文化的景観保護実務研修会	地方公共団体の文化財保護担当部局ほか関係部局の担当者等	文化的景観保護制度に係る説明及び文化的景観保護に係る取組みの紹介の説明を行い、もって制度の理解促進を図る。	文化庁文化財部 記念物課
伝統的建造物群保護行政研修会	地方公共団体の職員及び伝統的建造物群の保存に関わる専門家・技術者等	伝統的建造物群保存地区に関わる職務遂行に必要な基礎的事項に関する研修。	文化庁文化財部 参事官（建造物担当）
文化財建造物修理工事主任技術者講習会	文化財建造物修理工事的设计又は施工の監理等の実務経験を有する者	文化財建造物保存修理工事の主任技術者として必要な知識及び技術の研修。	文化庁文化財部 参事官（建造物担当）
文化財建造物保存修理関係者等連絡協議会	都道府県の文化財建造物担当者及び文化財建造物修理主任技術者	重要文化財建造物保存修理事業等の適正な遂行を図るため、技術上の総括的な指揮監督にあたる者と事業にともなう技術的諸問題について協議をし、もって修理技術の向上と設計監理業務の円滑な実施を図る。	文化庁文化財部 参事官（建造物担当）
博物館・美術館等の保存担当学芸員研修	国公立博物館・美術館等に勤務する保存部門の担当者又は教育委員会等に勤務する社寺等の資料の保存担当職員	文化財保存に関する基礎的な知識及び技術についての講義・実習を行う。	独立行政法人 国立文化財機構 東京文化財研究所
文化財担当者研修	地方公共団体の埋蔵文化財担当職員	埋蔵文化財の調査・研究に関して必要な専門的な知識と技術に関する研修。	独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所

## 5.h 来訪者用の施設と基盤整備

構成資産は、離島を含む2県6市2町に広く分布している(図5-013)。各構成資産をつなぐ交通アクセスの中心は海域における航路であり、それらの主な交通拠点及び定期航路は図5-014に示すとおりである。また、来訪者のためのガイダンス施設、トイレ・駐車場等の便益施設の

整備を順次進めている。以下に、各構成資産の公開・活用の状況を明らかにするため、主なアクセス方法、ガイダンス施設・便益施設の設置、受入体制の状況等について、各構成資産が所在する市町ごとに記述する。

表 5-008 構成資産が所在する市町

番号	構成資産の名称	所在地
001	原城跡	長崎県南島原市
002	平戸の聖地と集落(春日集落と安満岳)	長崎県平戸市
003	平戸の聖地と集落(中江ノ島)	長崎県平戸市
004	天草の崎津集落	熊本県天草市
005	外海の出津集落	長崎県長崎市
006	外海の大野集落	長崎県長崎市
007	黒島の集落	長崎県佐世保市
008	野崎島の集落跡	長崎県北松浦郡小値賀町
009	頭ヶ島の集落	長崎県南松浦郡新上五島町
010	久賀島の集落	長崎県五島市
011	奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)	長崎県五島市
012	大浦天主堂	長崎県長崎市

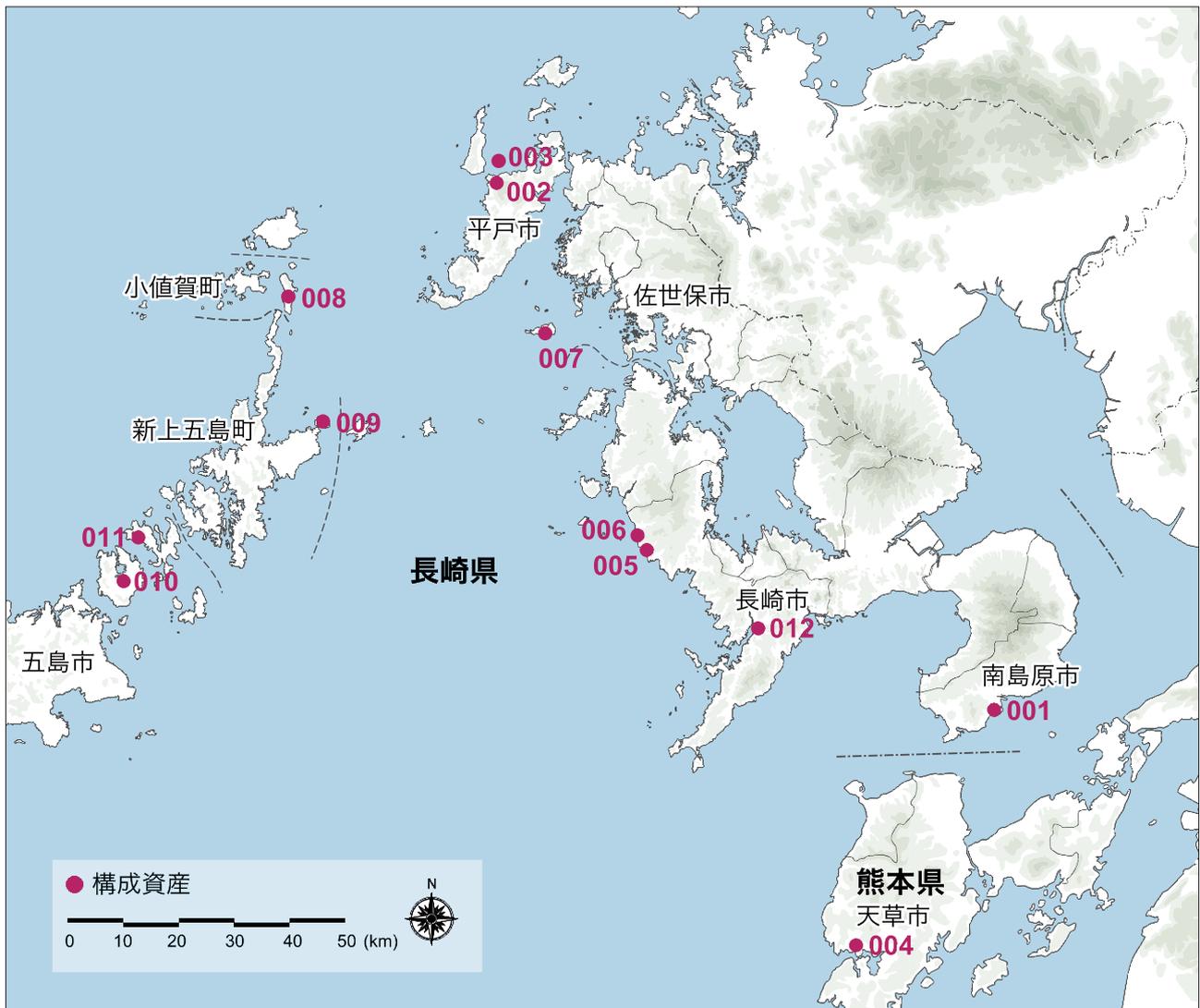


図 5-013 構成資産の位置及び行政区域の地図

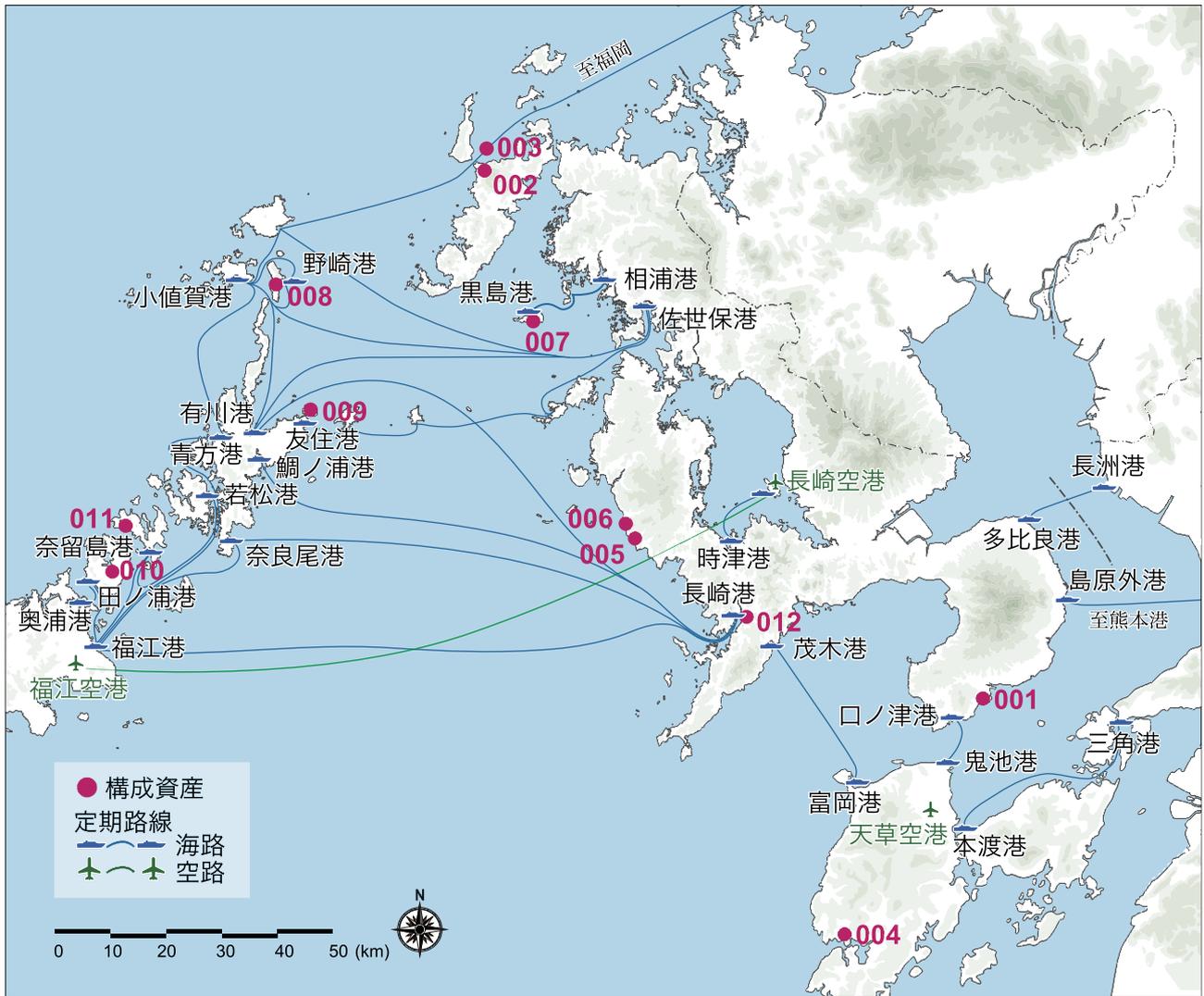


図 5-014 構成資産をつなぐ定期路線(航路・空路)

## 1. 市町(各構成資産)ごとの来訪者用の施設等

### (1) 南島原市

#### 所在地の概要

南島原市（人口46,564人。国勢調査2015年、以下同じ。）には、年間約173万人（長崎県観光統計2014年の観光客延数、以下同じ。）の来訪者が訪れる。推薦資産の構成資産としては、「原城跡」が存在する。

#### 主なアクセス

主要な交通拠点である長崎空港及びJR長崎駅から南島原市まではバス・鉄道が運行しており、熊本県天草市鬼池港からは島原半島までフェリーが運航している。半島内の移動には路線バスが利用できるが、主に住民向けの生活路線であり、1時間に1本程度の便数である。そのため、観光バス・レンタカー・自家用車を利用する来訪者が多い。

### 001 原城跡

#### ガイドンス・周遊・便益施設

原城跡では、来訪者に対して構成資産の価値を伝えるため、発掘調査の成果等をもとに策定した整備計画に沿って整備を進めている。南島原市は、2014年に原城跡と歴史的にも関連の深い日野江城跡との中間地点に位置する「原城文化センター（原城跡・日野江城跡発掘出土品展示室）」を拡充整備し、「有馬キリシタン遺産記念館」として開館した。同館は、両城跡を舞台として展開した歴史・文化を中心に、長崎と天草地方のキリシ

タン史をわかりやすく紹介するガイドンス施設としての役割を担っている。

また、城跡の構造、長崎と天草地方のキリシタン史、関連スポット、出土遺物などを紹介するアプリケーションソフト「有馬歴史ガイド」（無料）により、来訪者は自らのスマートフォン・タブレット端末を用いて、静止画像・動画・3DCGによる解説を受けることができる。同アプリは、ウォークラリー機能及びゆかりの史跡へのナビゲート機能を備え、外国

語（英・仏・韓・中）にも対応している。なお、有馬キリシタン遺産記念館では、同アプリ搭載のタブレット端末を無料で貸し出している。

同市では、原城跡、日野江城跡及び有馬キリシタン遺産記念館を一連の周遊ルートに設定し、世界遺産としての価値を伝えることとしており、これらの施設に加えて飲食も可能な温泉施設を巡る周遊バスの運行も試行している。また、同記念館又は同温泉施設には電動アシスト機能付きのレンタサイクルを配置し、少人数の来訪者が気軽に周遊するのに役立っている。

トイレ・駐車場については既設のもの

を有効に活用することとしており、同市では老朽化したトイレの順次改修を進めているほか、多目的トイレの仮設等の対応も実施している。また、史跡の保存及び来訪者の安全確保の観点から、史跡近隣への車両進入を抑制するため、同市は原城跡の隣接地に駐車場・トイレを整備した。

なお、外国人を含む来訪者が増加する傾向にあることから、原城跡及び有馬キリシタン遺産記念館などの主要施設では、情報収集の利便性の向上、災害時の通信手段の確保等のため、無料で利用できる観光・防災 Wi-Fi ステーションを設置している。



写真 5-006 有馬キリシタン遺産記念館の展示状況



写真 5-007 原城ウォーキング



写真 5-008 アプリ「有馬歴史ガイド」

## 受入体制の状況

南島原市には5つのガイド団体が存在するが、これまでは各々が個別に活動を行ってきた。しかし、世界遺産登録への取組を契機として、2014年には5つの団体を統括する組織として「南島原ガイドの会 有馬の郷」が創設された。有馬の郷は、2つの城跡をはじめ、関連文化財、市内の観光地等の情報を来訪者の要請に応じて提供している。また、市内を広域にガイドするために市民向けのツアー、出前講座、先進地の見学及び講師を招聘して行うスキルアップ研修等を実施している。

同市は、基幹産業である農林水産業を生かした体験型観光を推進するため、南島原ひまわり観光協会をグリーン・ツーリズムの推進組織として位置付け、“農林漁業”体験民泊事業を展開している。来訪者が島原半島に固有の自然・文化に触れ、地域住民との交流を通じて「おもてなしの心」を感じることができるよう、豊富な体験プログラムを提供している。現在、170軒の民泊事業者が登録されており、年間約1.3万人を受け入れている。また、市内小学生を対象として「ふるさと民泊体験ツアー」を実施しているほか、近年では台湾・韓国・中国などからの外国人（2015年、1,403人）も受け入れている。なお、同市は、民泊の施設整備又は旅館等の改修に補助金を支

給するとともに、民泊事業者等に対して来訪者を笑顔で気持ちよく迎えることを目的として各種講座・研修等を定期的に開催している。

さらに、来訪者に旅の思い出となる土産物を提供するために、地域の住民・団体は農林水産物等の地域資源を活用した新商品を開発したり、既存商品を改良したりする事業等に取り組んでいる。同市は、そのような地場製品のブランド化に係る民間の取組に対しても支援している。



写真 5-009 原城跡をガイドする有馬の郷



写真 5-010 種芋植え体験学習



写真 5-011 体験民泊を終えての離村式



写真 5-012 Food Expo (原城跡)で賑わう来訪者



写真 5-013 原城跡のボランティア清掃活動

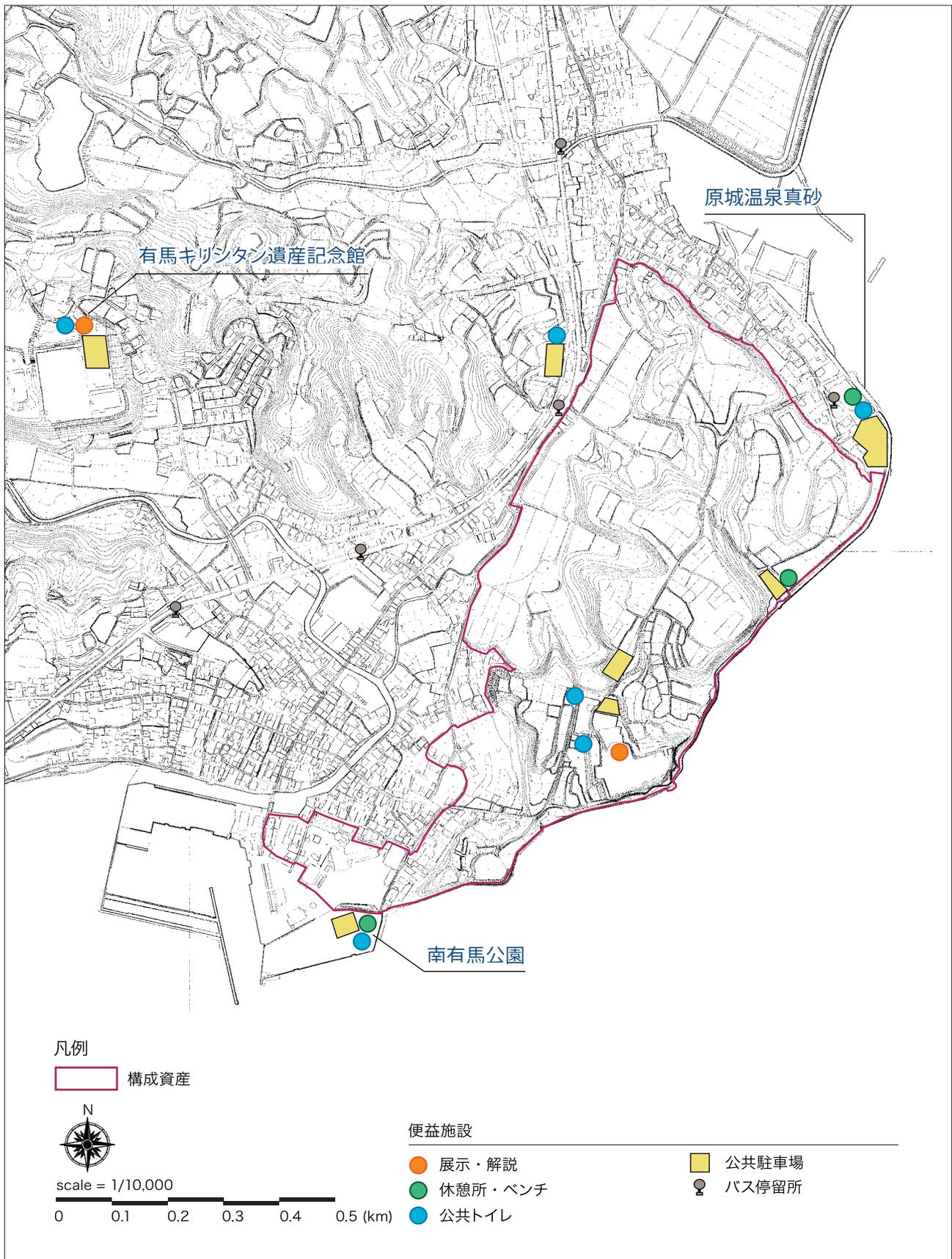


図 5-015 構成資産「原城跡」における便益施設の配置

## (2) 平戸市

### 所在地の概要

平戸市（人口31,949人）には、年間約202万人の来訪者が訪れる。推薦資産の構成資産としては、「平戸の聖地と集落」が存在する。

### 主なアクセス

主要な交通拠点である長崎空港又はJR佐世保駅から平戸市までは、バス・鉄道が運行している。市内の各所には路線バスが運行しているが、主に住民向けの生活路線であり、構成資産を効率よく簡便に訪問できるような運行状況にはない。そのため、観光バス・レンタカー・自家用車を利用する来訪者が多い。

### 002 平戸の聖地と集落(春日集落と安満岳)

### 003 平戸の聖地と集落(中江ノ島)

#### ガイドンス・周遊・便益施設

2つの構成資産の近傍には、「平戸市生月町博物館島の館」及び「平戸市切支丹資料館」といった禁教期の様相を理解することが可能なガイドンス機能を持った施設が存在する。平戸市は、これらの施設を活用し、構成資産の歴史的価値の理解促進を図っている。なお、「春日集落」内においても、地域公民館を活用して展示等を実施している。今後、同集落内の空家を新たに休憩所としても利用できるよう改修し、ガイドンス施設として活用する予定である。

同市は、春日集落・島の館・切支丹資料館を一連の周遊ルート上に位置付け、世界遺産としての価値を伝えることとしており、ルート化の実現に向けて周遊バ

スの運行を試行した。2014年には、前述の公民館のトイレを洋式化するとともに、屋外からも出入りができるように改修し、来訪者の利便性を高めている。

「安満岳」の山頂へと至る参道は九州自然歩道に位置付けられ、登山客にも親しまれているほか、同市が主催するウォーキングイベントのコースのひとつにも設定されている。また、「中江ノ島」は、その地形的制約から上陸できないため、通常は対岸からの眺望のみとなる。そこで、少しでも来訪者が島の雰囲気を感じることができるよう、島の周囲を船で巡るクルージングも試行している。



写真 5-014 島の館の展示状況



写真 5-015 切支丹資料館の展示状況



写真 5-016 公民館内の説明パネル



写真 5-017 春日集落の棚田ウォーク



写真 5-018 安満岳での小学生のウォーキング



写真 5-019 中江ノ島のクルージング

## 受入体制の状況

春日集落内には「安満の里 春日講」という名の住民組織があり、周遊バスの運行時又はイベントの開催時には、集落内の散策マップ及びガイド教材等を用いて来訪者に説明を行っている。このようなマップを作成する過程を通じて、住民自身が構成資産の価値を再認識し、来訪者に説明を行うことを通じて、さらに郷土愛が育まれている。また、春日講は集落内で収穫した米を「春日の棚田米」の名称でブランド化し、販売している。食品加工場を整備し、地域の食材を用いた土産品の開発につなげる取組も開始した。

また、平戸市及び観光協会等は、地域

住民の生活の支障とならないよう来訪者に対して見学マナーを周知するとともに、案内・誘導サイン等を設置するなど適切な受入れに向けて取り組んでいる。

なお、同市では、来訪者が平戸地域に固有の自然及び生業・暮らしを感じる事ができるように、体験プログラム及び民泊（グリーン・ツーリズム）も提供している。市内にはホテルも存在する。



写真 5-020 集落を案内する春日講



写真 5-021 住民の手による散策マップ



写真 5-022 棚田での田植え体験



写真 5-023 地産商品の「春日の棚田米」

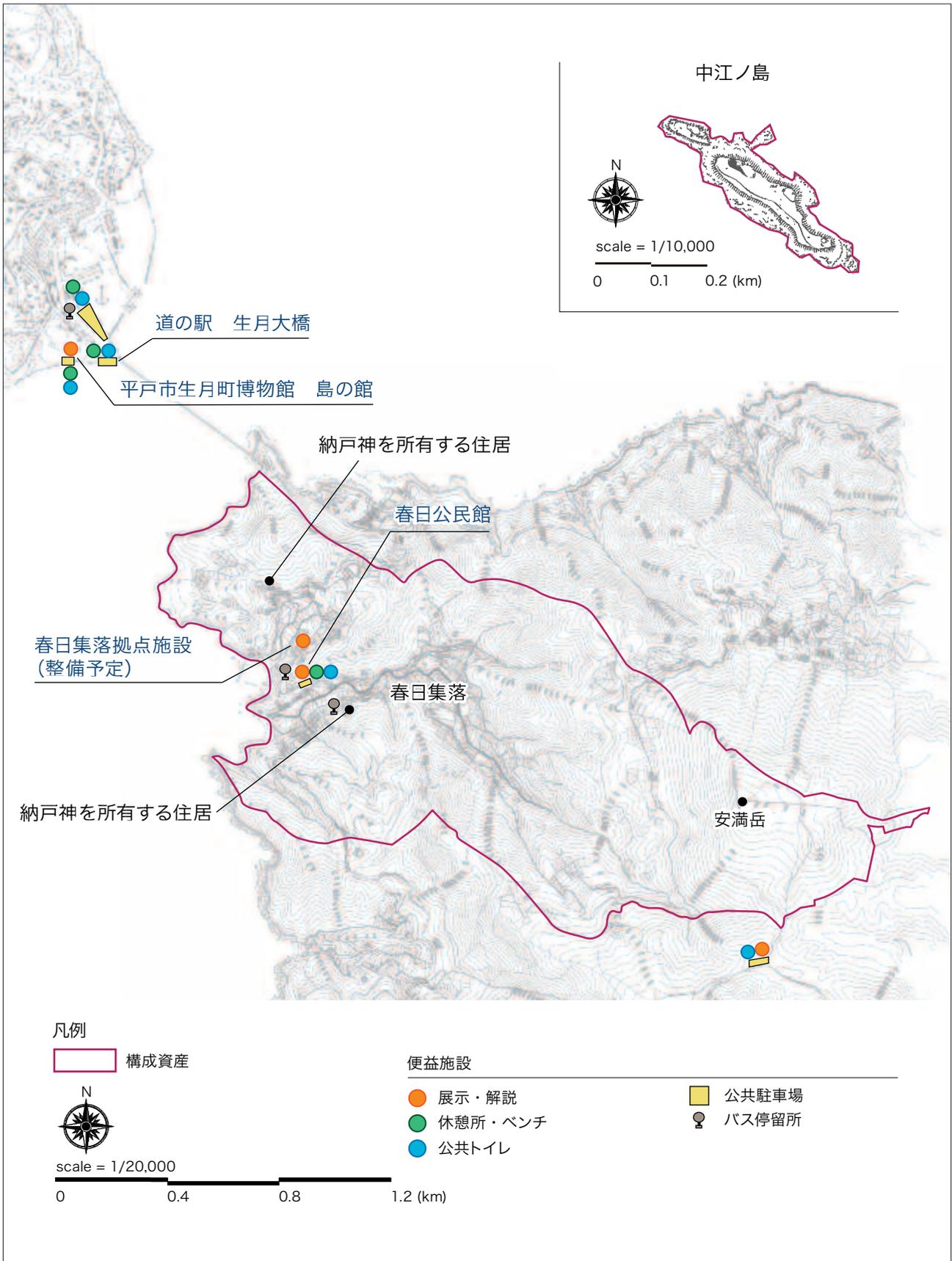


図 5-016 構成資産「平戸の聖地と集落」における便益施設の配置

### (3) 天草市

#### 所在地の概要

天草市（人口82,770人）には、年間約291万人（天草市統計書2015年の観光客総入込客数）の来訪者が訪れる。推薦資産の構成資産としては、「天草の崎津集落」が存在する。

#### 主なアクセス

天草市へは飛行機・フェリー・自動車などの複数の交通手段がある。市内の各所には路線バスが運行しているが、構成資産を効率よく簡便に訪問できるような運行状況にはない。そのため、観光バス・レンタカー・自家用車を利用する来訪者が多い。なお、他の構成資産である「原城跡」が存在する南島原市とはフェリーの定期航路により、「外海の出津集落」・「外海の大野集落」・「大浦天主堂」が存在する長崎市とは高速船の定期航路により、それぞれ往来が可能である。

## 004 天草の崎津集落

### ガイダンス・周遊・便益施設

2016年に天草市は観光交流施設としての「天草市崎津集落ガイダンスセンター」を崎津集落の入口に整備し、観光・道路に関する情報のほか、集落内での見学ルールに関する情報も提供している。また、集落内の「崎津教会堂」前の古民家を改修して開館した「天草市崎津資料館みなと屋」では、集落の歴史及び崎津地域の禁教期の特徴等をわかりやすく紹介している。

崎津教会堂では、ミサ等の宗教活動に支障がない限り見学区域を限定して堂内を公開している。また、崎津教会堂と関連資料館（天草コレジヨ館・天草ロザリオ館）を巡る周遊バスが毎日運行されて

おり、効率的に関連施設を巡るのに役立っている。

崎津集落は天草市街地から離れた位置にあることから、乗用車・レンタカーを利用する来訪者も多いため、同市は道路案内板等の整備を進めている。なお、住民の生活環境を保護するため、集落内では車による通行ではなく徒歩による散策を推奨している。そのため、同市は集落の入口にある天草市崎津集落ガイダンスセンターに隣接して駐車場・トイレを整備した。



写真 5-024 天草市崎津集落ガイダンスセンター



写真 5-025 天草市崎津資料館みなと屋



写真 5-026 崎津資料館みなと屋の展示状況(企画展の様子)

## 受入体制の状況

崎津教会堂では見学に際して事前の連絡を求めており、適切な規模で来訪者を受け入れられるよう対応している。2013年以降、同教会堂を保護する（見守る）ために配置された「教会守」は、教会堂見学の事前連絡の現地窓口となり、見学マナーを周知し歴史を説明するなどして来訪者を歓迎している。

また、地域ガイド及び高校生ガイドが来訪者に同行し、教会堂等の案内を行う場合には、当該ガイドが教会堂等を説明するのみならず、見学マナーについても確実に周知することとしている。なお、天草市及び天草宝島観光協会等は、地域住民の生活の支障とならないよう来訪者に対して見学マナーを周知するとともに、案内・誘導サイン等を設置するなど適切な受入れに向けて取り組んでいる。

集落内では、地域住民が漁村集落ならではの海産物を加工して販売しており、来訪者にとって好適の土産品となっている。また、同市では来訪者が天草に固有の自然及び生業・暮らしを感じることができるよう、体験プログラム及び民泊（グリーン・ツーリズム）も提供している。市内にはホテルも存在する。



写真 5-027 崎津教会堂付近で説明する教会守



写真 5-028 集落の歴史等を説明する地域ボランティアガイド



写真 5-029 崎津資料館みなと屋での発掘作業体験

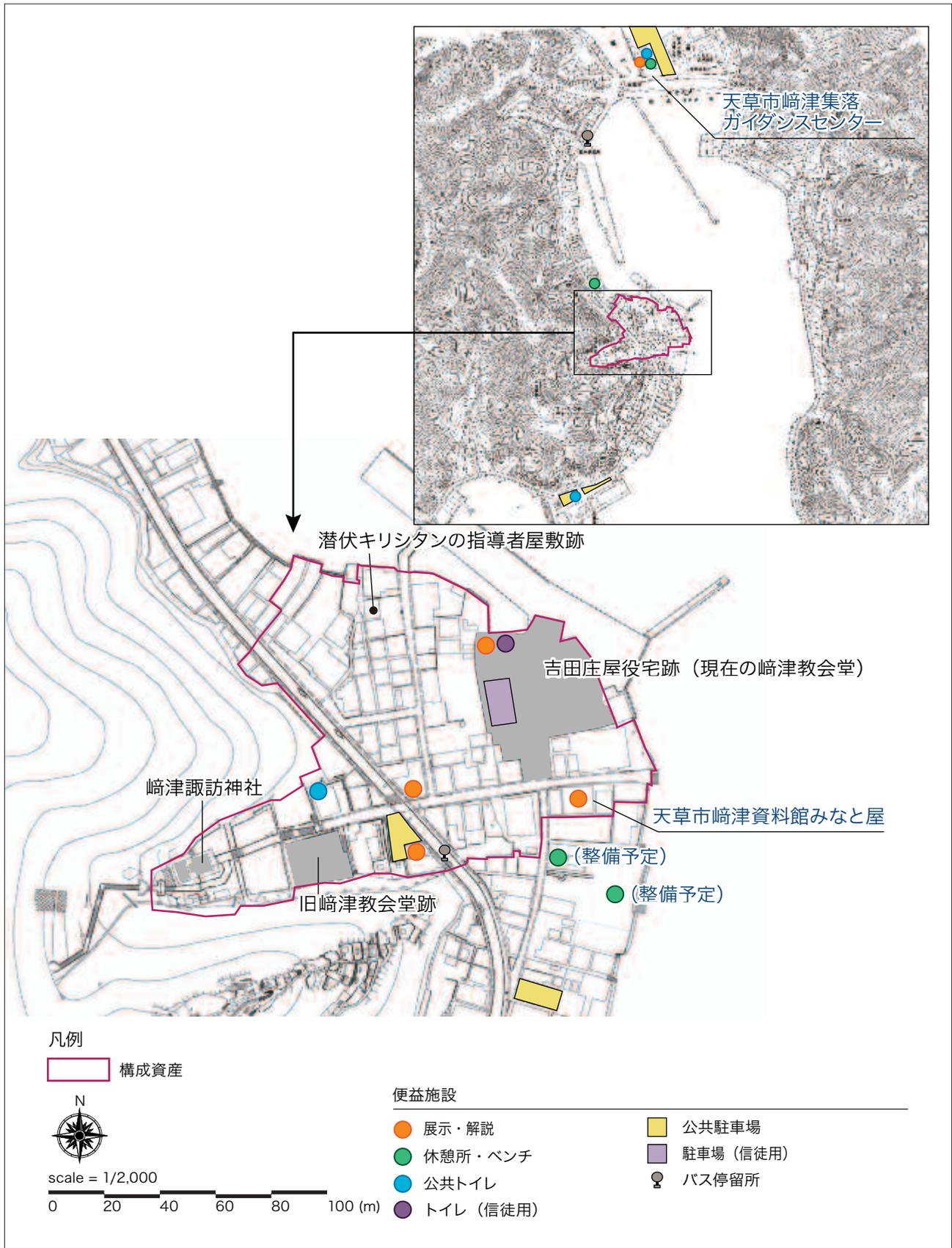


図 5-017 構成資産「天草の崎津集落」における便益施設の配置

## (4) 長崎市

### 所在地の概要

長崎市(人口429,644人)は、年間約631万人の来訪者が訪れる観光都市である。推薦資産の構成資産としては、「外海の出津集落」・「外海の大野集落」・「大浦天主堂」が存在する。

### 主なアクセス

長崎県の県庁所在地として、構成資産が存在する市町の中でも最も交通網が整備されている都市である。長崎市への主要なアクセス手段は鉄道及び飛行機であり、その拠点となる長崎空港から長崎市街地までは高速バスが運行している。来訪者は、市内の路線バス・路面電車を利用して構成資産を訪問できる。

### 005 外海の出津集落

### 006 外海の大野集落

### ガイダンス・周遊・便益施設

3つの構成資産のうち、「外海の出津集落」・「外海の大野集落」は、長崎市郊外の外海地区に位置し、独特の石積み風景及び角力灘の海域が一望できる夕陽の観賞スポットとして知られ、素晴らしい自然風景を満喫できる。また、キリスト教文学で著名な作家遠藤周作にゆかりの「遠藤周作文学館」、「外海歴史民俗資料館」等の歴史・文化の施設が存在する。

外海歴史民俗資料館は、外海地区のキリスト教及び集落に関する歴史・文化の資料等を展示するとともに、多言語対応の各種パンフレットを配布したり公衆無線LANを配備するなど、来訪者への情報発信の拠点となっている。今後は、外海

地区の構成資産に関する情報のみならず、推薦資産の全体に関わる顕著な普遍的価値に関する情報も提供し、海外からの来訪者に対しても対応できる総合的な展示を計画している。

外海の出津集落内に建つ「出津教会堂」では、ミサ等の宗教活動に支障がない限り見学区域を限定して堂内を公開している。外海の大野集落内に建つ「大野教会堂」では、年1回行われるミサのとき以外は施錠されているが、来訪者は教会堂入口から堂内を見学することができる。

また、ド・ロ神父が出津集落の住民のために建てた授産施設のうち、「旧出津救助院」として公開されている旧授産場

及び旧マカロニ工場では、当時の生活・作業の様子などが体感できる作業空間及び道具等が展示されており、施設ガイドが案内を行っている。「ド・ロ神父記念館」として公開されている旧鰯網工場では、ド・ロ神父ゆかりの資料が展示されている。長崎市では、これらの施設近辺でスマートフォンを活用した多言語対応のデジタルコンテンツ（エアサイネージ）による解説を提供しており、外海地区のキリシタン史など、構成資産の価値に関する理解促進を図っている。

外海地区は長崎市街地から離れた位置にあるため、乗用車・レンタカーを利用する来訪者も多いことから、同市は駐車場・トイレ及び案内板を整備するとともに、地域住民の生活の支障とならないよ

う来訪者用の駐車場から徒歩で構成資産内を巡る周遊ルートの検討を開始している。

同市は、国内でいち早く学びながらのまち歩き型観光事業である「長崎さるく」に取り組み、学びのテーマに応じたマップを提供しガイド付きコースを設定するなど、散策プログラムの充実に努めている。外海地区の長崎さるくの散策コースとしては、「夕陽が美しいキリシタンの里～遠藤周作が魅せられた町」があり、外海歴史民俗資料館及び出津教会堂などを中心として出津集落を巡ることができるようになっている。また、大野集落では地域のボランティアガイドにより来訪者の案内が行われている。



写真 5-030 外海歴史民俗資料館の展示状況



写真 5-031 旧出津救助院で当時のオルガンを演奏するシスター



写真 5-032 ド・ロ神父記念館の展示状況



写真 5-033 出津集落の来訪者用の新設駐車場



写真 5-034 大野集落の来訪者用の新設駐車場



写真 5-035 外海の歴史を説明する「さるくガイド」



写真 5-036 子どもガイドの活動状況



写真 5-037 重要文化的景観のパンフレット・DVD

### 受入体制の状況

出津教会堂及び大野教会堂では見学に際して事前の連絡を求めており、適切な規模で来訪者を受け入れられるよう対応している。2014年以降、両教会堂を保護する（見守る）ために配置された「教会守」は教会堂見学の事前連絡の現地窓口となり、見学マナーを周知し歴史を説明するなどして来訪者を歓迎している。

また、外海地区では、地域に固有の自然及び生業・生活に触れ、地域住民との交流を楽しめる農業体験などの体験プログラム及び民泊などを来訪者に提供するグリーン・ツーリズム活動が進められている。旧出津救助院では、地域の食材を用いた料理体験のプログラムを提供したり、農産物等を販売したりしている。さらに、緩衝地帯内に所在する道の駅「夕陽が丘そとめ」では、地域の農林水産物又はド・ロ様そうめんなどの特産品等が販売されているほか、同施設内のレストランでは地産商品を食材とする家庭料理等を味わうこともできる。



写真 5-038 大野教会堂で説明する教会守



写真 5-039 旧出津救助院のお茶もみ体験



図 5-018 構成資産「外海の出津集落」における便益施設の配置



図 5-019 構成資産「外海の大野集落」における便益施設の配置

## 012 大浦天主堂

### ガイドンス・周遊・便益施設

「大浦天主堂」は、市内有数の文化・観光地である南山手地区に位置する。

同天主堂では、ミサ等の宗教活動に支障がない限り、見学区域を限定して堂内を有料公開している。併設の「旧羅典神学校」ではキリスト教関連の歴史資料が展示されており、来訪者は長崎と天草地方のキリシタン史を理解することができるようになっている。また、入場の際に配布されるパンフレットをはじめ、同天主堂入口付近のスマートフォンを活用したデジタルコンテンツ（エアサイネージ）による解説（いずれも多言語対応）を通じて、構成資産の価値に対する理解の促進が図られている。

長崎市内では路線バス・路面電車の公共交通手段が充実し、駐車場・トイレ・解説板・案内板等の便益施設も整備されている。同天主堂の周辺には多数のホテル及び土産物販売所などの施設が存在し、来訪者の利便性も高い。



写真 5-040 小学生ガイドの活動状況



写真 5-041 大浦天主堂前で説明する「さるくガイド」



写真 5-042 説明パンフレット（日・英・中・韓）

## 受入体制の状況

大浦天主堂境内の入口にある来訪者の受付施設では、マナーなどの周知を行うとともに、入場者数を把握している。

長崎さるくの散策コースとしては、「長崎居留地プレミアムさるく」があり、同天主堂のみならず、2015年に世界遺産

登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産である「旧グラバー住宅」等も含め、外国人居留地の歴史の全体を学ぶことができる。

**動フォト** 長崎さるくを動画で体験!!

アプリを使って右下の写真をスマホで撮影すると、紹介動画が始まります。  
 「動フォト」をご覧いただくには無料アプリのダウンロードが必要です。  
 下記QRコードもしくはApp Store、Google Playにて「動フォト」を検索。

①アプリをインストール(無料)  
 ②右の画像を撮影  
 ③画像が動き出す!

IPhone版 Android版

※動フォトアプリは無料ですが、動画のデータ通信料がかかる可能性があります。  
 ※ネット閲覧サービスでのご利用をお勧めいたします。  
 ※動フォトはAFMATE社、NTTコムウェア(九州)株式が提供するアプリです。  
 ※スマートフォン機種によっては動作しない場合があります。

新りのオガサキ 和華園ウヰリス

スマホで撮ると写真が動く!!

写真 5-043 長崎さるくを紹介する動画アプリ

長崎「明治日本の産業革命遺産」  
 長崎が昇上げた長崎の空  
 長崎は今日も異国だーた  
 長崎景観地プレミアさるく

写真 5-044 長崎居留地プレミアさるくの紹介



写真 5-045 信徒発見のレリーフ前で説明する「さるくガイド」

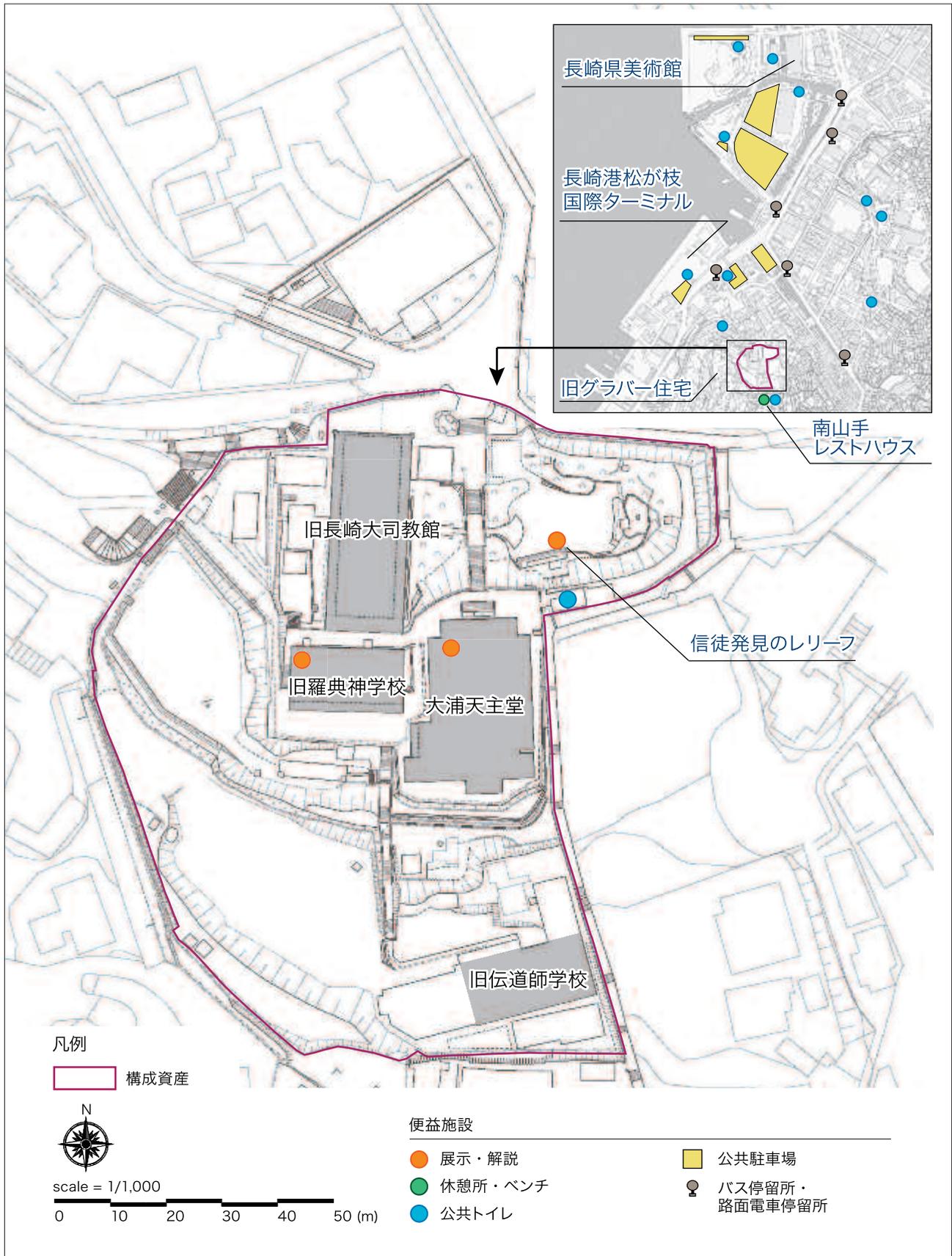


図 5-020 構成資産「大浦天主堂」における便益施設の配置

## (5) 佐世保市

### 所在地の概要

佐世保市（人口 255,648 人）には、年間約 774 万人の来訪者が訪れる。推薦資産の構成資産としては、「黒島の集落」が存在する。

### 主なアクセス

主要な交通拠点である長崎空港又は JR 長崎駅から佐世保市までは、バス・鉄道が運行している。佐世保市の本土（相浦港）と黒島との間には定期船が就航しており、海上タクシーでの入島も可能である。

---

## 007 黒島の集落

### ガイドンス・周遊・便益施設

島内の NPO 法人である「黒島観光協会」は、2016 年に黒島港のフェリーターミナルに併設して観光交流施設の「黒島ウェルカムハウス」を開設した。今後は、黒島の歴史・文化を中心としつつ、キリシタン史をわかりやすく紹介するガイドンス施設として、当該施設を活用する予定である。

構成資産内に建つ「黒島天主堂」では、ミサ等の宗教活動に支障がない限り見学区域を限定して堂内を公開している。同天主堂の見学・参拝を目的として黒島を訪れる来訪者も多いため、2014 年には同天主堂に隣接する建物（門部屋）を改修し、「黒島教会資料館」として関係資料を展示している。

島内には公共交通手段がないが、黒島ウェルカムハウスには電動アシスト機能

付きのレンタサイクルを配置し、少人数の来訪者が気軽に周遊するのに役立っている。また、定期船では、マイクロバス・タクシーを黒島へ渡すこともできる。なお、同天主堂に隣接して佐世保市がトイレを設置している。

ガイドの付きの島内周遊の方法としては、黒島の食及びものづくり体験ができる「黒島めぐる」という体験ツアーがある。



写真 5-046 黒島ウェルカムハウス

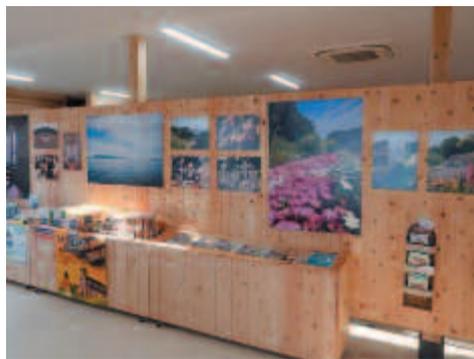


写真 5-047 黒島ウェルカムハウスの展示  
(物販)状況



写真 5-048 電動アシスト  
機能付きのレンタサイクル



写真 5-049 黒島めぐるツアーの紹介

## 受入体制の状況

黒島観光協会は、黒島の受入体制の中心的組織として2015年に設置された。島内に既に存在するガイド組織とも連携しつつ、黒島の魅力を発信する役割を担っている。

黒島天主堂では見学に際して事前の連絡を求めており、適切な規模で来訪者を受け入れられるよう対応している。2014年以降、同天主堂を保護する（見守る）ために配置された「教会守」は、教会堂見学の事前連絡の現地窓口となり、見学マナーを周知し教会堂の歴史の説明を通じて来訪者を歓迎している。

地域ガイド又は巡礼ガイドが来訪者に同行して教会堂等の案内を行う場合には、当該ガイドが教会堂等の説明のみならず、見学マナーについても確実に周知することとしている。また、佐世保市及び佐世保観光コンベンション協会等は、地域住民の生活の支障とならないよう来訪者に対して見学マナーを周知するとともに、案内・誘導サイン等を設置するなど適切な受入れに向けて取り組んでいる。

なお、黒島では、来訪者が黒島に固有の自然及び生業・暮らしを感じるができるように、体験プログラムも提供している。島内には旅館も存在する。



写真 5-050 集落の歴史等を説明する地域ガイド



写真 5-051 まんじゅうづくり体験



写真 5-052 地産商品の「ふくれまんじゅう」

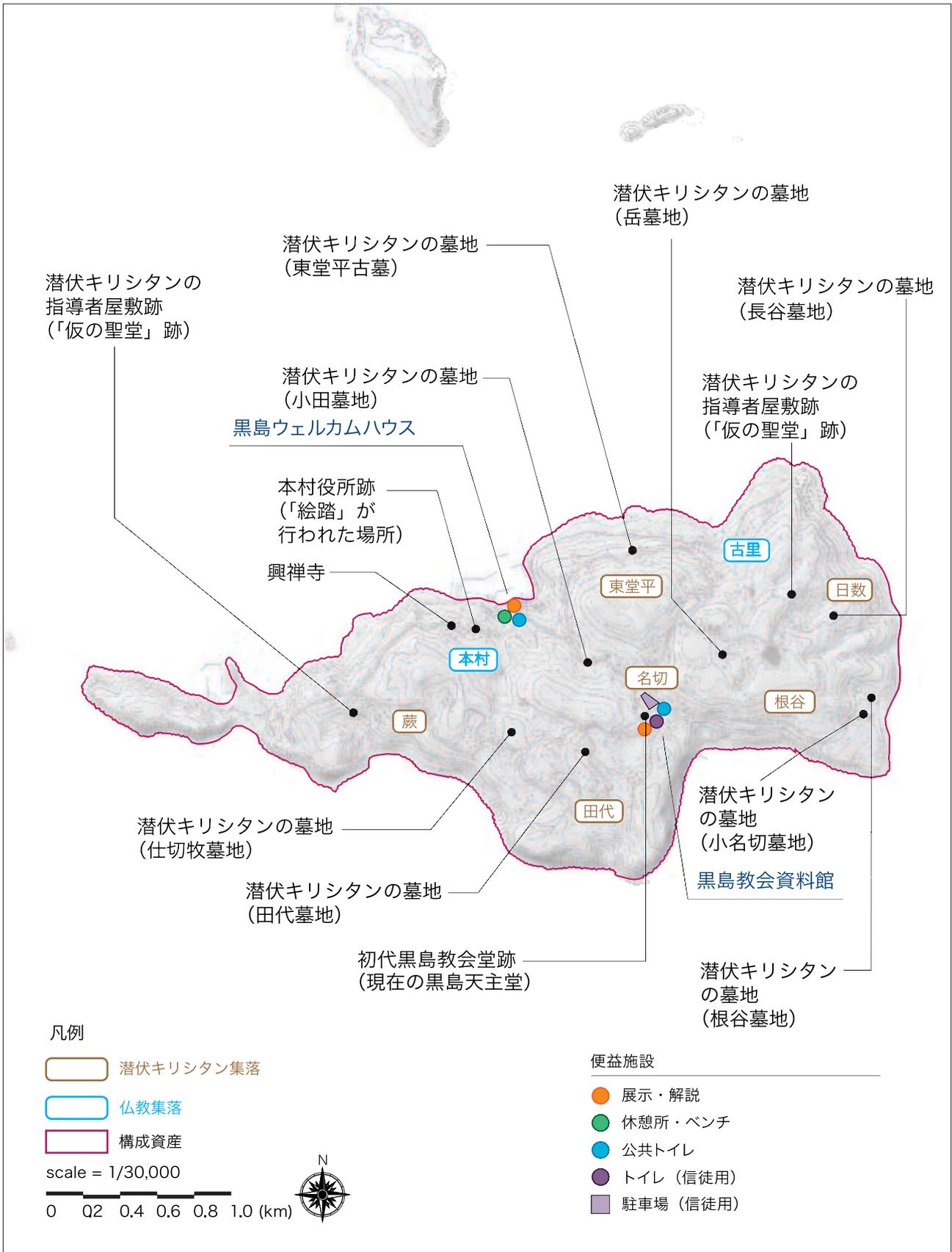


図 5-021 構成資産「黒島の集落」における便益施設の配置

## (6) 小値賀町

### 所在地の概要

小値賀町（人口 2,560 人）には、年間約 4.3 万人の来訪者が訪れる。推薦資産の構成資産としては、「野崎島の集落跡」が存在する。

### 主なアクセス

主要な交通拠点である佐世保港から小値賀島までは、高速船・フェリーが就航している。小値賀島から野崎島までは、定期船・海上タクシーを利用することとなる。

## 008 野崎島の集落跡

### ガイドンス・周遊・便益施設

小値賀島の「小値賀町歴史民俗資料館」では、野崎島に関する資料も含めた構成資産に関する展示が行われ、来訪者が世界遺産の顕著な普遍的価値及び野崎島の集落の歴史等について学習することができる。また、小値賀町は、野崎島においても、島の入口となる野崎港付近にガイドンス施設として「野崎島ビジターセンター」を建設中であり、小値賀島を経由せずに野崎島に直接訪れた場合でも世界遺産の顕著な普遍的価値等を十分に理解できるようにする予定である。

構成資産内に建つ「旧野首教会堂」は、堂内の見学が可能である。その所有・管理は、宗教法人から小値賀町へと移管されている。野崎島の集落跡は、教会堂と集落跡の景観との調和が魅力的であり、堂内を活用した音楽コンサート等のイベントも実施され、好評を得ている。

公共交通機関の利便性がよくないため、五島列島の構成資産を含めたクルーズツアーが計画されている。また、島の北端に位置する「沖ノ神嶋神社」から「野崎集落」及び「野首集落」を經由して「舟森集落」まで続く道は九州自然歩道に位置付けられ、トレッキングにも最適である。しかし、野生動物が出没する可能性があるため、来訪者の安全を確保する観点から、島内を案内するガイド（NPO 法人おぢかアイランドツーリズム）の同行が推奨されている。



写真 5-053 小値賀町歴史民俗資料館の展示状況



写真 5-054 旧野首教会堂での小値賀国際音楽祭



写真 5-055 野崎島のトレッキングツアー



写真 5-056 来訪者用のパンレットなど

## 受入体制の状況

旧野首教会堂の近隣の旧野崎小中学校舎を活用して開設された「野崎島自然学塾村」は、自然体験学習を提供する場（宿泊も可能）として民間研修又は修学旅行にも利用されている。NPO 法人おぢかアイランドツーリズムでは、島内ガイドの活動拠点として学塾村の施設を利用しており、小値賀町の委託を受けて教会堂の管理も行っている。

旧野首教会堂では見学に際して事前の連絡を求めており、適切な規模で来訪者を受け入れられるよう対応している。2014 年以降、同教会堂を保護する（見守る）ために配置された「教会守」は、教会堂見学の事前連絡の現地窓口となり、見学マナーを周知し歴史を説明するなどして来訪者を歓迎している。

また、同町では、来訪者が野崎島を含む小値賀町に固有の自然及び生業・暮らしを感じることができるよう、体験プログラム・民泊（グリーン・ツーリズム）も提供している。町内には旅館・民宿も存在する。

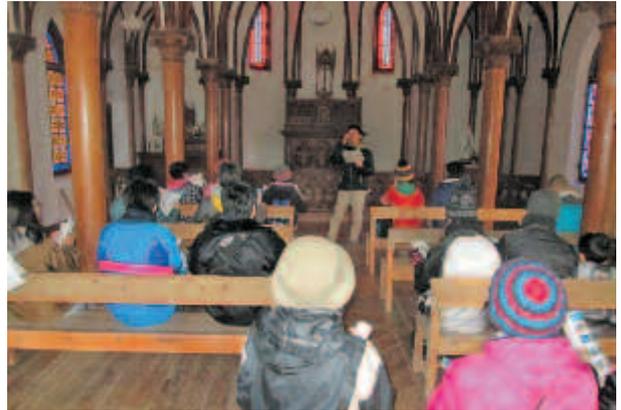


写真 5-057 旧野首教会堂でガイドするおぢかアイランドツーリズム



写真 5-058 カヌー体験



写真 5-059 旧野首教会堂のボランティア清掃活動

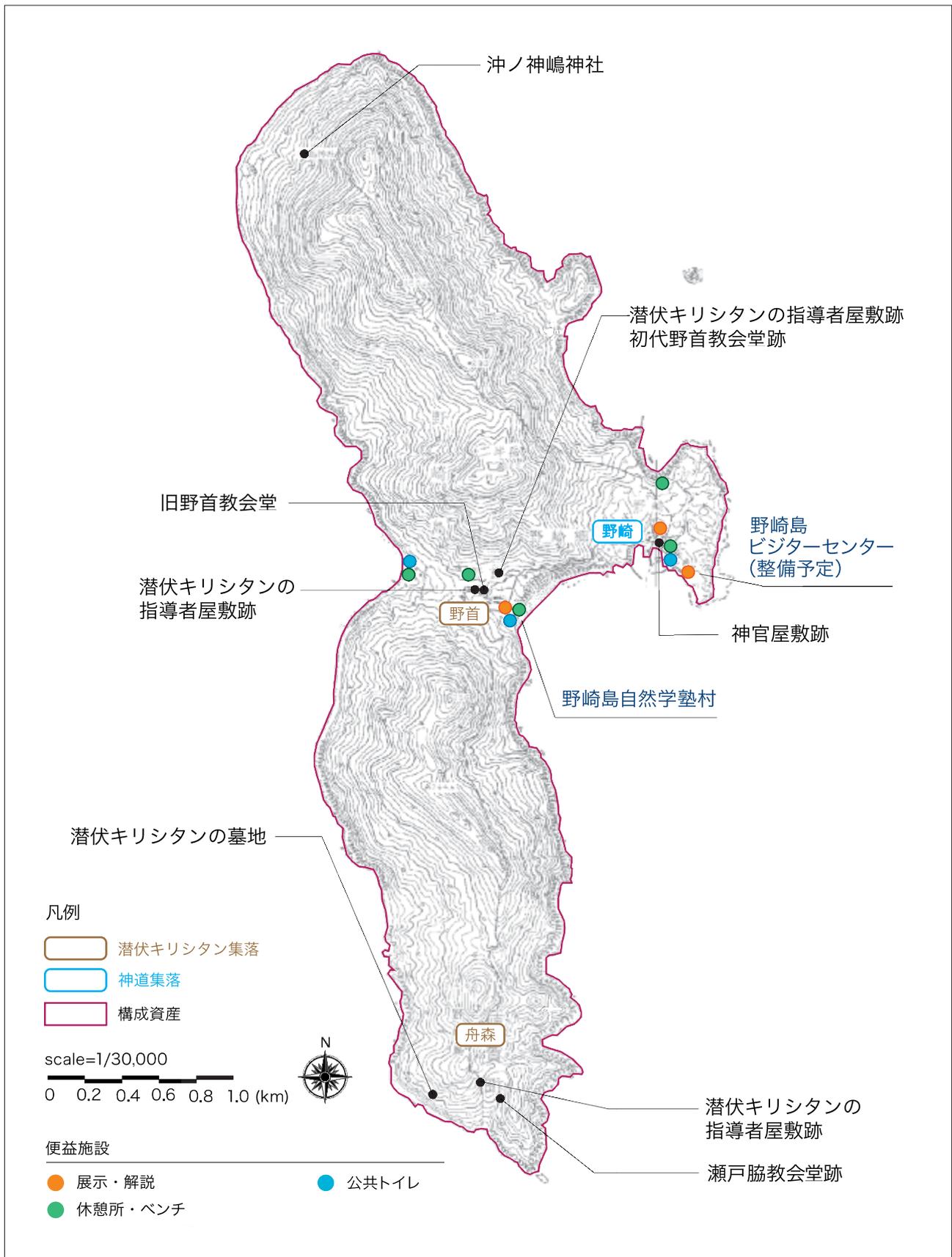


図 5-022 構成資産「野崎島の集落跡」における便益施設の配置

## (7) 新上五島町

### 所在地の概要

新上五島町(人口19,722人)には、年間約24万人の来訪者が訪れる。推薦資産の構成資産としては、「頭ヶ島の集落」が存在する。

### 主なアクセス

主要な交通拠点である長崎港又は佐世保港から新上五島町までは、高速船・フェリーが運航している。島内の移動には路線バスが利用できるが、主に住民向けの生活路線であり、構成資産を効率よく簡便に訪問できるような運行状況とはなっていない。そのため、観光バス・レンタカーを利用する来訪者が多い。

## 009 頭ヶ島の集落

### ガイダンス・周遊・便益施設

新上五島町は、頭ヶ島天主堂の近くに存在する上五島空港(休港)のターミナルビルの一部を改修し、2016年に「祈りの島インフォメーションセンター」を開設した。同センターは、上五島の歴史・文化を中心として、キリシタン史をわかりやすく紹介するガイダンス施設である。また、同町は、集落内の古民家を改修して開設した休憩所にもパネル等を展示し、構成資産の概要等を紹介している。同休憩所にはトイレも併設している。

構成資産内に建つ「頭ヶ島天主堂」では、ミサ等の宗教活動に支障がない限り見学区域を限定して堂内を公開している。堂内を活用した音楽コンサート等の

イベントも実施され、好評を得ている。

町内には、頭ヶ島天主堂をはじめ数多くの教会堂が密集していることもあり、近年、巡礼(教会堂・殉教地を巡る旅)を目的として複数の教会堂を巡る来島者も多い。「教会めぐりウォーク&クルーズ」等のイベントも定着してきている。

また、集落内の生活環境に配慮するため、同町は、上五島空港の駐車場を拠点とするパーク&ライド(繁忙期及び土日祝祭日)も試行している。

なお、同町では、外国人の訪問も考慮して、スマートフォンを活用したデジタルコンテンツ(エアサイネージ)による教会堂の解説(日・英・韓・中)も行っている。



写真 5-060 祈りの島インフォメーションセンターの展示状況



写真 5-061 集落内の休憩所



写真 5-062 休憩所に併設する公衆トイレ



写真 5-063 頭ヶ島天主堂での音楽コンサート



写真 5-064 教会めぐりウォーク



写真 5-065 パーク&ライドの周知チラシ



写真 5-066 パーク&ライドの実施状況



写真 5-067 エアサイネージを利用する来訪者

## 受入体制の状況

頭ヶ島天主堂では見学に際して事前の連絡を求めており、適切な規模で来訪者を受け入れられるよう対応している。2015年以降、同天主堂を保護する（見守る）ために配置された「祈りの島保全員」は教会堂見学の事前連絡の現地窓口となり、見学マナーを周知し歴史を説明するなどして来訪者を歓迎している。

「上五島ふるさとガイドの会」による地域ガイド及び巡礼ガイドが来訪者に同行して教会堂等の案内を行う場合には、当該ガイドが教会堂等の説明を行うのみならず、見学マナーについても確実に周知

することとしている。また、新上五島町及び観光物産協会等は、地域住民の生活の支障とならないよう来訪者に対して見学マナーを周知するとともに、案内・誘導サイン等を設置するなど、適切な受入れに向けて取り組んでいる。

なお、新上五島町では、来訪者が上五島に固有の自然及び生業・暮らしを感じることができるように、体験プログラム及び民泊（グリーン・ツーリズム）も提供している。町内にはホテル・旅館も存在する。



写真 5-068 頭ヶ島天主堂で説明する祈りの島保全員



写真 5-069 集落の歴史等をガイドする上五島ふるさとガイドの会



写真 5-070 定置網体験



写真 5-071 集落内海岸のボランティア清掃活動



図 5-023 構成資産「頭ヶ島の集落」における便益施設の配置

## (8) 五島市

### 所在地の概要

五島市(人口 37,331 人)には、年間約 40 万人の来訪者が訪れる。推薦資産の構成資産としては、「久賀島の集落」及び「奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)」が存在する。

### 主なアクセス

主要な交通拠点である長崎空港又は長崎港から五島市の福江島までは、飛行機・ジェットフォイル・フェリーが運航している。福江島から奈留島・久賀島まではフェリー・海上タクシーを利用することになる。

## 010 久賀島の集落

### ガイドンス・周遊・便益施設

五島市は、久賀島・奈留島を含む五島列島全体の歴史・文化及びキリシタン史をわかりやすく紹介するために、福江島の五島観光歴史資料館を改修してガイドンス施設とした。

構成資産内に建つ「旧五輪教会堂」は、堂内の見学が可能である。その所有・管理は、宗教法人から五島市へと移管されている。

島内の交通手段はタクシー又はレンタカーであり、多数の来訪者を受け入れられる体制とはなっていない。同教会堂前の漁港を利用する海上タクシーも多いが、同教会堂だけを見て帰る人も見受けられる。しかし、島内の集落環境又は殉教地等を併せて知ることにより、世界遺産としての歴史的背景に対する理解を深めることも可能となることから、同市で

は島内の中心部に位置する古民家を休憩・展示施設として活用するなど、島内全域を巡ることができるような周遊ルートについても広く発信していくこととしている。

なお、来訪者の移動の効率性の観点から海上タクシーを利用し、旧五輪教会堂のほか江上天主堂(奈留島の江上集落)・キリシタン洞窟も一緒に巡ることが可能な周遊ツアーとして「五島列島キリシタンクルーズ」も提供されている。



写真 5-072 五島観光歴史資料館の展示状況



写真 5-073 五島列島ツアーデー



写真 5-074 五島列島キリシタンクルーズの紹介



写真 5-075 重要文化的景観のパフレット

## 受入体制の状況

島内には、「久賀島ファーム」という名の住民組織が存在し、旧久賀島小学校を拠点とする来訪者受入の中心組織として活動している。同ファームは、久賀島の特産品（「久賀島の米」など）の開発・販売により、島民の生業を支援し、重要文化的景観の維持・保全につなげる活動も担っている。

旧五輪教会堂では見学に際して事前の連絡を求めており、適切な規模で来訪者

を受け入れられるよう対応している。2015年以降、同教会堂を保護する（見守る）ために配置された「教会守」は、教会堂見学の事前連絡の現地窓口となり、見学マナーを周知し歴史を説明するなどして来訪者を歓迎している。

五島市内で活動する4つのガイド団体から成る五島市おもてなしガイド連絡協議会の地域ガイド及び巡礼ガイドが来訪者に同行し、教会堂等の案内を行う場合

には、当該ガイドが教会堂等の説明を行うのみならず、見学マナーについても確実に周知している。また、五島市及び観光協会等は、地域住民の生活の支障とならないよう来訪者に対して見学マナーを周知するとともに、案内・誘導サイン等を設置するなど、適切な受入れに向けて

取り組んでいる。

なお、久賀島では、来訪者が久賀島に固有の自然及び生業・暮らしを感じるように、体験プログラム及び民泊（グリーン・ツーリズム）も提供している。島内には民宿も存在する。



写真 5-076 久賀島ファームの活動拠点(旧久賀小学校)



写真 5-077 久賀島ファームの活動状況



写真 5-078 地産商品の「久賀島の米」



写真 5-079 牢屋の窄殉教地で説明する地域ガイド



写真 5-080 旧五輪教会堂で説明する教会守



写真 5-081 久賀島のボランティア清掃活動

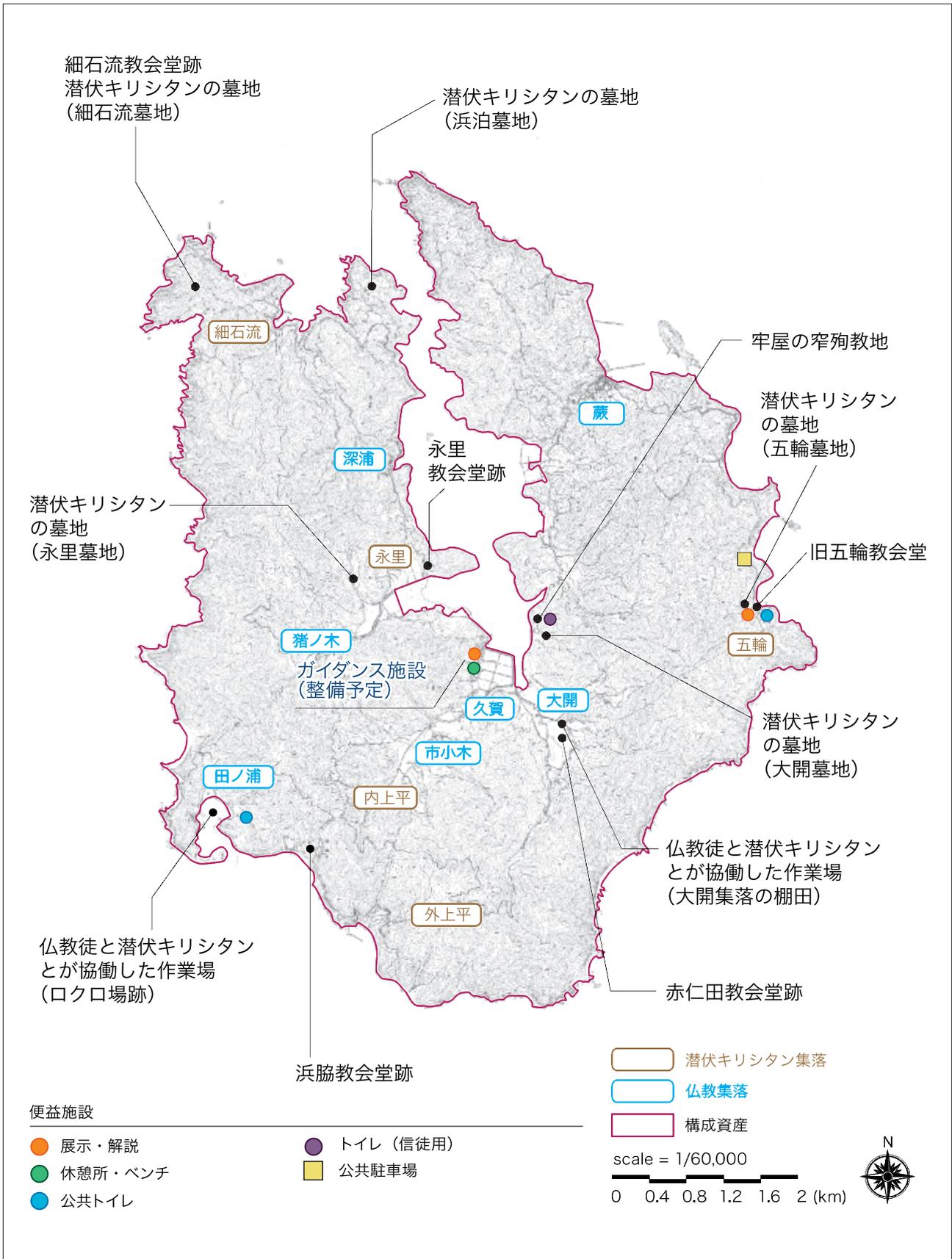


図 5-024 構成資産「久賀島の集落」における便益施設の配置

## 011 奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺）

### ガイドンス・周遊・便益施設

五島市は、奈留島・久賀島を含む五島列島全体の歴史・文化及びキリシタン史をわかりやすく紹介するために、福江島の「五島観光歴史資料館」を改修してガイドンス施設とした。また、構成資産の概要及び奈留島全体の歴史等を紹介するために、江上集落内の旧江上小学校敷地を活用したガイドンス施設の設置を計画している。なお、奈留島のフェリーターミナルにおいてもパネル等を展示し、構成資産の概要等を紹介している。

構成資産内に建つ「江上天主堂」では、ミサ等の宗教活動に支障がない限り見学区域を限定して堂内を公開している。

島内の交通手段としては、路線バスをはじめレンタカー・タクシーを利用することができる。また同市は、江上天主堂に隣接する旧小学校敷地にトイレ及び小規模な駐車場を設置している。

前述の「五島列島キリシタンクルーズ」を利用する場合には、江上天主堂のほか、関連遺産も効率的に巡ることができるようになっている。



写真 5-082 インフォメーションコーナー(奈留港ターミナル)



写真 5-083 移動販売車



写真 5-084 移動販売車による物販風景

## 受入体制の状況

島内のNPO法人「DONDON 奈留」は、観光の企画・運営及びガイド事業を実施するなど、来訪者の中心的な受入組織として活動している。

江上天主堂では見学に際して事前の連絡を求めており、適切な規模で来訪者を受け入れられるよう対応している。2015年以降、同天主堂を保護する（見守る）ために配置された「教会守」は、教会堂見学の事前連絡の現地窓口となり、見学マナーを周知し歴史を説明するなどして来訪者を歓迎している。

五島市内で活動する4つのガイド団体から成る「五島市おもてなしガイド連絡協議会」の地域ガイド及び巡礼ガイドが

来訪者に同行し、教会堂等の案内を行う場合には、当該ガイドが教会堂等について説明するのみならず、見学マナーについても確実に周知することとしている。また、五島市及び観光協会等は、地域住民の生活の支障とならないよう来訪者に対して見学マナーを周知するとともに、案内・誘導サイン等を設置するなど、適切な受入れに向けて取り組んでいる。

なお、奈留島では、来訪者が奈留島に固有の自然及び生業・暮らしを感じることができるよう、体験プログラム及び民泊（グリーン・ツーリズム）も提供している。島内には旅館も存在する。



写真 5-085 江上天主堂で説明する地域ガイド



写真 5-086 民泊モニターツアー



写真 5-087 木工食器づくり体験



写真 5-088 江上集落のボランティア清掃活動



図 5-025 構成資産「奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺）」における便益施設の配置

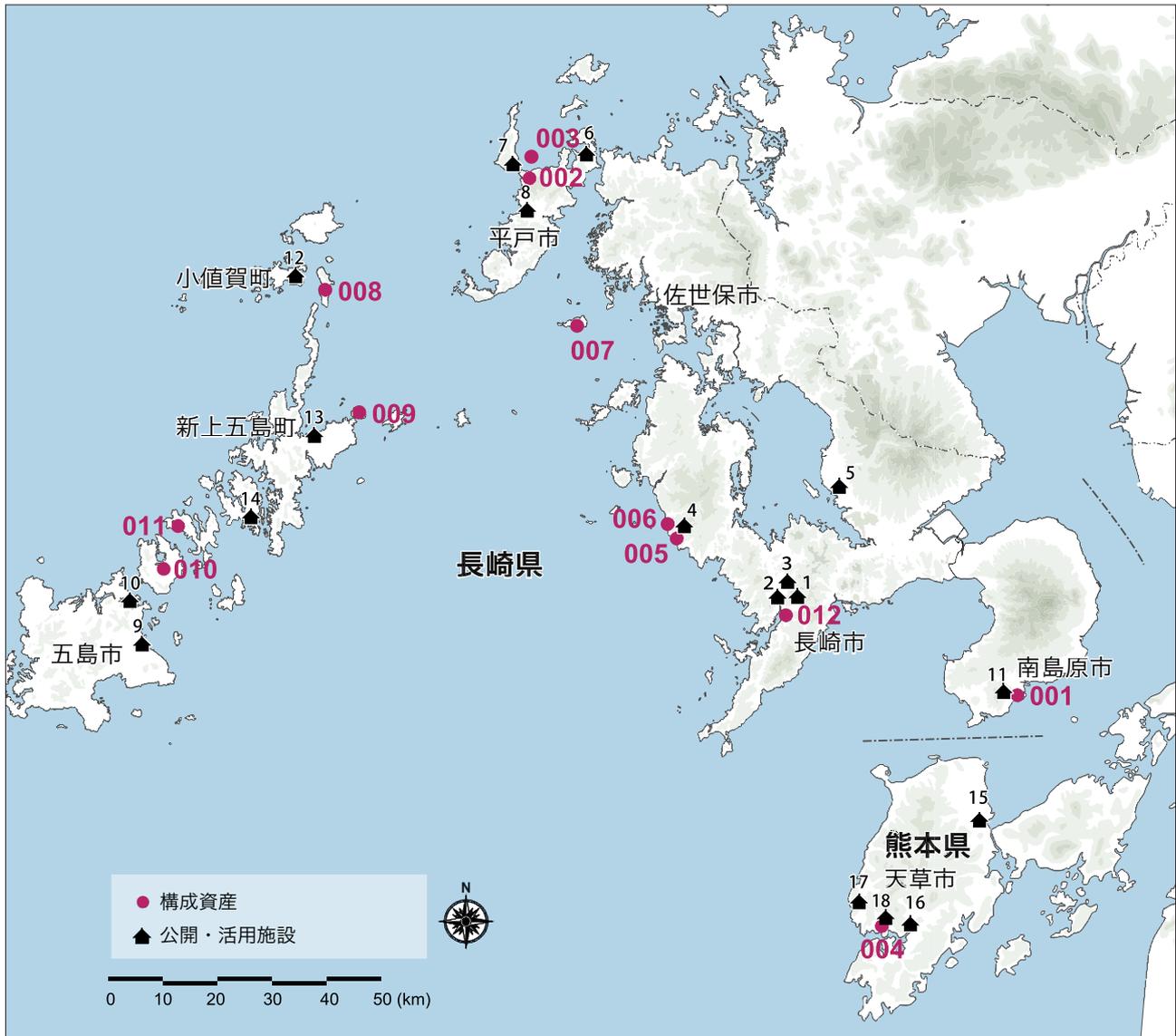
## 2. 構成資産に関連する公開・活用施設

世界との交流の中で日本におけるキリスト教史の中心にあった長崎と天草地方には、教会堂（その跡を含む。）及びゆかりの文化財が数多く集中し、域内の博物館・資料館では各々の地域に根付いた「キリシタン文化」とその背景を成す歴史・文化が紹介されている（図5-026参照）。

現在、推薦資産の顕著な普遍的価値を伝達するため、関係地方公共団体は連携して、「世界遺産センター（仮称）」の設置に向けた検討を進めている。構成資産が離島を含む2県6市2町に広がっている現状を踏まえ、来訪者に対して、どの構成資産においても他の構成資産との関連性を重視した展示等ができるように、市町ごとに施設を配置したネットワーク型のセンター形態を目指すこととしている。「世界遺産センター（仮称）」

は、ネットワークによる連携の要となり、包括して展示・学習等をサポートする総合的機能を持つ施設となる。

今後、世界遺産登録の取組を契機として既存施設の機能充実を図り、推薦資産が全体として物語る価値とともに、習俗・儀礼などの無形の要素、推薦資産以外の教会堂及び関連文化財も含め、地域の地理的・伝統的な背景に育まれた歴史・文化を総合的に紹介していくこととしている。



番号	公開・活用施設名	番号	公開・活用施設名
1	長崎歴史文化博物館	10	堂崎天主堂キリシタン資料館
2	日本二十六聖人記念館	11	有馬キリシタン遺産記念館
3	浦上キリシタン資料館	12	小値賀町歴史民俗資料館
4	長崎市外海歴史民俗資料館	13	新上五島町鯨賓館ミュージアム
5	大村市立史料館	14	土井ノ浦教会カリスト資料館
6	松浦史料博物館	15	天草市立天草キリシタン館
7	平戸市生月町博物館 島の館	16	天草市立天草コレジヨ館
8	平戸市切支丹資料館	17	天草市立天草ロザリオ館
9	五島観光歴史資料館	18	天草市崎津資料館みなと屋

図 5-026 構成資産に関連する公開・活用施設の分布

## 5.i 資産の整備・活用に関する方針・計画

### 1. 構成資産共通の方針

推薦資産は、日本における禁教期の潜伏キリシタンの信仰の継続に関わる伝統を表す類まれな遺産群であり、その独特の歴史のゆえに、長崎と天草地方の海を介した辺鄙で狭隘な場所に点在している。これらは、地域住民にとって身近な生活環境及び日々の信仰とともに成立し、懸命な営みの中で生まれ、今に引き継がれてきた「生きている遺産」である。個々の教会堂は、地域住民の日々の生活に密着した場所であるのみならず、静かな信仰の場として阻害してはならない性質を持つ空間でもある。加えて、人口減少・少子高齢化が進む過疎地域に存在するため、その管理・維持が困難となることがないよう、地域の活力を取り戻すための活性化対策を講ずる必要がある。

従って、推薦資産の公開・活用に当たっては、地域の生活・信仰・文化的要素の保護と地域経済の持続的な発展とを共存させていくとの認識を前提としつつ、地域住民・両県民・来訪者が推薦資産の顕著な普遍的価値のみならず推薦資産を支える地域の実情について深く理解することが必要となる。推薦資産を適切に公開・活用

することにより、その顕著な普遍的価値が共有される。さらに、地域の営みを活性化する取組を官民一体で推進することにより、構成資産及びその周辺環境の保護・保全を担う地域社会の基盤が強化され、その永続的な維持・継承が確実なものとなる。

そのための各種施策については、下記に掲げる推薦資産共通の方針の下で実施する。

- 構成資産間の関連性を重視した顕著な普遍的価値の総合的な発信
- 国内外からの来訪者の受入体制の整備
- 官民一体となった協働による公開・活用に関する取組の持続的な推進

## 2. 構成資産共通の課題に対する対応策と具体的な取組

---

構成資産の整備・活用に当たっては、「来訪者の管理と適切な公開（生活・信仰と観光の調和）」及び「地域の持続的な維持・発展（保存と活用の両立）」を両輪として、双方の実現に向けた共通の課題を表 5-009 に掲げる。表中には、各課題に応じた

対応策及び具体的な取組も記載している。

その詳細は、附属資料 6a「包括的保存管理計画」の第 4 章「マネジメントプランの実施」及び第 5 章「行動計画」に記載しており、ここでは項目と概要の列挙に留める。

表 5-009 構成資産の整備・活用に関する課題と対応(概要)

項目	課題	対応策	具体的な取組の概要
来訪者の管理と適切な公開(生活・信仰と観光の調和)	(1) 顕著な普遍的価値の理解	a) 顕著な普遍的価値の総合的な情報発信の充実	推薦資産の顕著な普遍的価値について、公式ウェブサイトによる総合的な情報発信を行うとともに、各種媒体又はシンポジウム等を活用した広報・啓発活動を行う。
		b) 構成資産以外の関連文化財等を含めた一体的な保存・活用	長崎と天草地方に多く分布するキリシタン関連の有形・無形の文化財等を「長崎と天草地方のキリスト教関連歴史文化遺産群(以下「キリスト教文化遺産群」という。)」としてネットワーク化し、一体的に保存・活用する。現在、キリスト教文化遺産群としてのデータベース化を進めており、ウェブサイト「おらしょーこころ旅」( <a href="http://oratio.jp">http://oratio.jp</a> )にて情報発信している。
		c) 適切な公開・活用施設の整備	推薦資産の顕著な普遍的価値を伝達するため、「世界遺産センター(仮称)」を整備する。構成資産が離島を含む2県6市2町に広がりを持つことを踏まえ、どの構成資産においても他の構成資産との関連性を重視した展示等ができるよう、市町ごとに施設を配置したネットワーク型のセンター形態を目指す。
		d) ガイド体制の整備	推薦資産の全体としての価値及び関連の文化財等を網羅的に説明できるガイドの養成に取り組む。
	(2) 来訪者に対する利便性の提供	a) 総合窓口の設置	構成資産が広域に分布する状況を踏まえ、全体を案内できる総合的な窓口(「長崎の教会群インフォメーションセンター」 <a href="http://kyoukaigun.jp/">http://kyoukaigun.jp/</a> )を設置し、来訪者の利便性を図る。
		b) ツアー及びモデルコースの提供	魅力的なツアー及び標準的なモデルコースのほか、教育旅行・巡礼(教会堂・殉教地を巡る旅)など来訪者の目的・要請に応じた多様なコースを提供する。
		c) 交通インフラの整備	長崎と天草地方の特徴でもある離島・半島の魅力を損なわないよう、過度な利便性の追求のための整備は行わず、必要最低限の改善を図る。島から島への交通手段として海上を船で巡るルート設定などにより、島ならではの楽しみ方を提供できるように工夫する。

項目	課題	対応策	具体的な取組の概要
来訪者の管理と適切な公開(生活・信仰と観光の調和)	(2) 来訪者に対する利便性の提供	d) 適切な便益施設の整備・管理	来訪者の利便性の追求により構成資産等の雰囲気を損なうことのないよう適切に整備する。また、来訪者が便益施設を利用することに伴う維持管理費用捻出の方法について検討し、適切な方法を選択して実施する。
	(3) 秩序ある公開と適切な受入れを実現するための仕組みづくり	a) 見学マナーの周知徹底	見学のルール及びマナーについて、ポスター又はホームページ等の各種媒体を活用し周知徹底を図る。
		b) 教会堂(有形文化財)の見守り	有形文化財である教会堂を保護する(見守る)ために「教会守」を配置する。「教会守」は、教会堂見学の事前連絡の現地窓口となり、見学マナーを周知し歴史を説明するなどして、来訪者を歓迎する。
		c) 秩序ある受入れを実現するための仕組みづくり	世界遺産登録による来訪者の増加が地域の生活・生業・信仰を阻害することのないように、秩序ある来訪を促し、適切に受け入れる新しい方法の導入に取り組む。特に、信仰の場でもある教会堂の内部見学については、適切な規模(人数)の来訪者を迎え入れることができるように、事前に調整を行う方法(事前連絡制)を導入する。また、構成資産保護の財源確保のため、来訪者等からの協力金(寄附)を求める方法についても検討し、適切であると判断された場合には実施する。
地域の持続的な維持・発展(保存・活用の両立)	(4) 交流による共通の意識づくり及びネットワーク化	a) 地域住民等の理解促進	関係地方公共団体では、地域住民等を対象として、推薦資産の世界遺産としての価値及び構成資産の関連性を総合的に理解できるよう講座・研修会等を開催するとともに、保存管理に必要な情報提供も行う。また、若年層の育成に関して、故郷への誇りと愛着が醸成されるよう学校教育及び大学・研究機関等と連携した取組を進める。
	(5) 交流による共通の意識づくり及びネットワーク化	a) 地域における活動の充実	推薦資産全体の価値を踏まえ、広域的な視点に基づく学習及びネットワーク化を進めることにより、地域における関係者・関係機関の間での切磋琢磨を促進しつつ、活動を充実させる。

項目	課題	対応策	具体的な取組の概要
地域の持続的な維持・発展 (保存・活用の両立)	(6)地域社会の維持・活性化	a)地域産業の振興と交流人口・定住人口の増加	民泊・体験観光等による交流人口の拡大策をはじめ、生業及び地場産業の活性化につながる地元産品の開発・販売、体験プログラムの開発、定住人口の増加に向けた担い手育成等による地域振興策に取り組む。

### 3. 構成資産の整備活用計画

各構成資産が所在する市町では個別に整備活用に関する計画を定めており、所有者・行政、さらには地域住民が一体となった協働による推進体制を構築し、適切かつ着実に当該計画を実施していくこととしている。

なお、わが国の文化財保護法に基づく重要文化的景観に選定された農山漁村集落の景観は、そこに住む人々の営みに根ざした「生きている文化財」である。従って、関係者間においては、現在の景観を形成してきた地域社会の生活・生業の実情を踏まえ、それらの持続性を考慮した地域間・世代間の交流等の取組を促進していくことが重要だとの認識を共有している。

個別の整備活用計画については、附属

資料 6b 「個別管理計画の概要」を参照されたい。

## 5.j 専門分野・技術・管理に関する人的措置

構成資産を良好に管理するため、関係地方公共団体の教育部門では、文化財保護に関する専門職員を配置している。当該職員は、文化財保護に専従することにより培った深い知識及び豊富な経験を持ち、所有者が行う構成資産の修理修繕又は日常の維持管理に関して技術的な支援を行っている。

また、長崎県又は熊本県の教育委員会の委嘱を受けた文化財保護指導委員は、構成資産を含む県内の文化財を定期的に巡回・点検し、それぞれの教育委員会に対して保護に係る助言を行っている。各教育委員会は、この助言に基づき、文化財の所有者又は管理団体に対して、文化財である構成資産の保存管理に関する指導を行っている。この文化財保護指導委員は、退職教員、地域文化財に精通した郷土史家など、文化財に対する一定の学識経験を有しており、構成資産の管理を支援するスタッフとして十分な能力を備えている。

その他、構成資産内の文化財に指定された教会堂については、「教会守」が、来訪者に対して見学マナーを周知し注意喚起を行っている。また、各構成資産の清掃等の日常的な維持管理及び定期的に行われる

防災・防火訓練には、地域住民・民間団体も積極的に参加している。

このように、構成資産の保護は、地域社会を含めた関係者の協働の下に一体的に実施されている。なお、地域の人材育成等に関しては、前述の5.gの「2.地域の能力強化に関する取組（キャパシティビルディング）」(P337)も参照されたい。

**‘blank page’**